

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	7	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
------	---	------	--------	------	-------

提案事項(事項名)

専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、専門職大学の認可等に係る権限について、関西広域連合への移譲を求める。そのため、先ずは設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べることができる枠組みをつくることを求める。

具体的な支障事例

これまでの開設審査では、ほとんどが専門学校設置法人からの申請であったが、その法人の所管が都道府県であり、文科省と接点がないことや初年度の認可校が1条校設置法人のみであったことから、専門学校設置法人にとっては専門職大学設置に躊躇せざるを得ない状況。

また、専門学校からの移行設置する場合、専門学校の募集停止などにより、学校法人の経営や地元高校生の就学先への影響も大きく、地域への影響も配慮した丁寧な対応が求められる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

関西広域連合に認可権限を移譲することにより、申請者の利便性が高まるとともに、地域への影響に配慮した丁寧な相談対応・認可事務が可能となる。

これにより、地域の産業ニーズに即した専門職大学の設置の促進が見込まれる。

根拠法令等

学校教育法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

専門職大学の設置認可に当たっては、大学設置・学校法人審議会において、学校教育法や専門職大学設置基準等の法令へ適合しているか等の教学面並びに設置する学校法人の財政計画・管理運営について専門的学問的観点からの審査が行われている。

学校教育法や大学設置基準を満たしているか否かの審査や、長期的かつ安定的な学生確保の見通しについて

の審査等において、地域によって異なる運用がなされることのないよう一元的に厳正・公平な審査を行うことが、学位の国際通用性の観点からも我が国の大学の質保証等にとって重要であり、修学する学生の利益保護にも繋がることから、関西広域連合に認可等に係る権限を委譲することは馴染まない。

なお、提案されている「大学設置・学校法人審議会への意見を述べることができる枠組み」については、平成30年度開設の大学等新設の審査より、原則として設置構想に係る面接審査において、設置予定地等の地方公共団体に対し意見聴取を行っている。今後、関西広域連合が認可申請者との連携を進める予定がある場合においては、認可申請者の判断により、特別地方公共団体である関西広域連合が大学設置・学校法人審議会への意見を述べることは可能であると考える。

また、支障事例において、初年度の認可事例について言及されているが、2年目(令和2年度)には、専門学校設置法人であった学校法人が申請した専門職大学が開設されている。また、「専門学校設置法人が文科省と接点が無い」との指摘については、文部科学省が主催する大学設置等に関する事務担当者説明会や、大学の設置に関する事務相談の機会を従来より設けており、引き続き丁寧に対応していきたい。

なお、「専門学校の募集停止による影響」については、申請者である学校法人と専門学校の所轄庁である都道府県との適切な連携により解決されるべき問題であり、権限移譲の理由とはならないものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

専門職大学は、地域産業を担う専門職業人材の育成等の観点から創設されたものであり、設置目的からも、地域ニーズに応じた人材の育成は、地域主体で行うべきだと考えている。

関西広域連合においても、大学設置・学校法人審議会等の体制を整えれば、厳正・公平な審査は可能であり、そのため、まずは設置認可申請の受理・事前審査を行い、意見を述べる事ができる枠組みを求めたものである。

関西の経済圏や生活圏は、一府県に留まることなく府県域を越えており、「関西」という圏域単位での対応が不可欠であり、また、現在の意見聴取方式では不十分であることから、広域行政の責任主体である広域連合として、圏域の実情を踏まえ、積極的に大学設置・学校法人審議会において、意見を申し上げたいと考えており、今回の提案は、そのための仕組み作りについて申し上げている。

また、認可実績については、初年度の開設申請は13校で、そのうち認可されたのは全て大学を持つ法人のみであり、このことからも、地方の専門学校のみ有する法人には、設置認可はハードルが高いと考えられており、また募集停止による影響についても同様に、法人が懸念していることであり、その結果、専門学校法人からの設置申請の減少が懸念される。

この根本的な問題は、現在行われている文科省による事務担当説明会等による対応だけでは不十分であり、文科省との接点の少なさから設置法人側が懸念しているものである。

関西広域連合に移譲がなされた場合には、府県等と密接な連携を行っていることから、法人に対してもより丁寧な対応が行え、このような懸念は払拭され、地域の企業ニーズに即した専門職大学の設置促進が見込まれる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

地域ニーズに応じた人材育成を地域主体で行うことの必要性を否定するものではないが、専門職大学の制度趣旨は、地方自治体において設置認可の審査を行うことまでを想定したものではない。学位の国際通用性や修学する学生の利益保護の観点からも、我が国の大学が国際的に通用する「学位」を授与する機関としてふさわしい「質」を有していることについて、「関西」という圏域単位での対応ではなく、国が責任を持つことが必要である。設置認可制度は、大学として普遍的に求められる大学設置基準を満たしているか否かの審査を行うことを旨と

しており、当該設置基準には、定量的なものだけでなく、教育理念・目的の達成のために必要な科目が開設され
体系的に教育課程が編成されているか、担当科目を教育する適格性を備えた教員が配置されているかなど定
性的なものも設けられている。こうした定性的な基準の審査では、高度の専門的な知識・経験に基づく判断が求
められるとともに、地域によって異なった運用がなされることのないよう厳正・公平な審査を行うことが大学の質
保証にとって重要であることから、大学設置・学校法人審議会において一元的に審査が行われている。このため、「認可等に係る権限の移譲」は困難である。

「意見を述べる事ができる枠組み」について「不十分である」とのことであるが、現行の意見聴取方式がどのような点において不十分なものであるとされているかが読み取れず、また、「設置認可申請の受理」を関西広域連合において行うとした場合、当該申請が関西広域連合を経由することに伴い審査期間が長期化することが見込まれ、申請者の不利益ともなることから、こうした取り扱いの変更は困難である。

なお、現行制度においても、設置構想審査に係る面接審査において、関西広域連合より大学設置・学校法人審
議会に対して意見を述べることは可能であり、それに先立って、申請者が自主的に関西広域連合に対して設置
計画の内容確認を求めるのも妨げない。このことに関して、当該面接審査に特別地方公共団体も参加するこ
とができる旨を設置構想審査に係る資料の作成要領に明記することは可能である。

「文科省との接点の少なさから設置法人側が懸念している」について、立地の違いや接点の多寡、大学設置法
人であるか否かといったことは、一切、審査に影響を及ぼすものではない。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

9

提案区分

A 権限移譲

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的な内容

関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるもの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

文科省の補助事業においては、学術研究的な観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。しかし、地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体质や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中での審査では地方での成果の活用につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

関西広域連合への事務移譲により、関西における文科省事業の浸透や申請者の利便性の向上が見込める。また、地方の状況や特徴を踏まえた審査が可能となるとともに、地方大学の参画促進や継続性のある取組が可能となる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項、第26条第2項、同法律施行令第17条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

補助金交付事務は国の会計事務と密接に関わるものであることから、補助金等適正化法においては、第26条第2項により「国は、……補助金の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる」とし、当該事務の法定受託先を他の会計事務と同様に都道府県に限定しているため、地方自治法の特別地方公共団体に当たる広域連合は補助金等交付事務の法定受託先とはならない。

今般のご提案において具体的に想定されている「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」（申請受

付期間：令和2年7月27日～7月29日では、全国的な視点から対象プログラムを4～6件選定し、各プログラムの申請大学（事業責任大学）に対し補助金を直接交付する仕組みとしており、本事業の選定に係る審査等や補助金交付の業務は国（文部科学省）において行う必要があるため、これらの事務を関西広域連合に移譲することはできない。

ただし、本事業では、申請の際に、事業の推進体制が地方公共団体を含む事業協働機関の間で十分に検討されていることや、大学と地方公共団体が雇用創出・若者定着に係る取組を行うに当たり合意を得た事項を定めた協定書（案）の提出等を求めており、地方公共団体の意向が十分に反映される仕組みとなっている。

また、今回のご提案の趣旨を踏まえ、今後の選定プロセスにおいて行う面接審査（書面審査により選定候補を絞り込んだ上で行う。）の際に、申請大学（事業責任大学）の判断により、関係する地方公共団体の関係者が説明者として同席し意見を述べることを可能とする方向で検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、補助金交付事務について、法定受託先の範囲を広域連合も含めるよう拡大していただきたい。現行の業務執行上の問題により対応できないということであれば、どのような提案も実現しないため、広域連合も法定受託先とするよう適化法を見直したうえ、選定事務等を広域連合に移譲するよう求める。

また、今回の提案は、今後実施される地域人材育成に関わる補助事業も含めての提案であり、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」のみに対応を求めているものではないが、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」についてもその趣旨として、「地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、就職先と一緒に育った教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進するもの」とあり、全国的な視点ではなく、まさに地方の視点から選定するべきものであると考えている。

回答では、現在においても地方公共団体の意向が反映される仕組みであるとされているが、関西広域連合への事務移譲により、申請者の利便性と地方の特性を踏まえた、より主体的な審査が可能となり、効果的な取組が可能となる。

今後、地方公共団体が意見を述べる事を可能とする方向で検討したいとされているが、関西の経済や生活圏は、それぞれの行政区域を越え、関西全体に広がっていることから「関西」という単位での選定が不可欠であるため、圏域の特性や実情を踏まえた選定等が可能となるよう、関西広域連合への事務権限の移譲について再度検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

今後実施される地域人材育成に関わる補助事業全般については、個々の事業の判断によるところとなるため、統一的な見解を示すことは困難であるが、今般のご提案において具体的に想定されている「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」の選定においては、関西などの特定の区域における選定枠は設けておらず、学校種や設置形態、対象地域、大学の規模、産業分野及び学問分野等のバランスに偏りがないように全国の国公私立大学から4～6件のプログラムを一元的に公平・公正に審査を行うことが必要であるため、これらの事務を関西広域連合に移譲することはできない。（本事業で選定された大学は令和2年度から5年間を通して事業に取り組むこととなるため、令和3年度以降に新たな採択を行う予定はない。）

また、今回のご提案の趣旨を踏まえ、選定プロセスにおいて行う面接審査（書面審査により選定候補を絞り込んだ上で行う。）の際に、申請大学（事業責任大学）の判断により、関係する地方公共団体の関係者が説明者として同席し意見を述べることを可能とした。

令和2年地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

14

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

PFI手法によらない学校施設整備に対する学校施設環境改善交付金の交付要件の明確化

提案団体

小都市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

PFI手法によらないPPP-BTO方式での学校給食施設整備により、割賦払いを行った場合についても、学校施設環境改善交付金の交付対象となること及び通常事業と同様の財政措置を受けることができること、について通知等により明らかにする。

具体的な支障事例

【現状】

学校給食共同調理場の改築における学校施設環境改善交付金の交付については、その交付要件として、「地方公共団体負担分を含め、国庫補助に係る事業については、全額を採択年度に支出すること」とされているが、公立学校施設をPFI手法により整備する場合は、「国庫補助の対象内経費における地方負担分にPFI事業者の資金を充当し、後年度に渡る割賦払いとする場合も、施設整備の実施年度に一括して国庫補助を受けることができる」とされている。また、地方財政措置についても、「通常の国庫補助事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置がなされることになって」いる。

一方で、これらの取扱いについては、PFI手法によらないBTO方式(PPP-BTO方式)での学校給食施設整備においても、同様の国庫補助、交付税措置となるものと理解している。

【支障事例】

これまで、PFI法の制定からその普及、浸透という必要性により、PFI事業を例外的に取り扱ってきた流れがあったかと思われるが、法制定から20年経ち、初期のPFI事業が終了し、PPP/PFI手法による公共施設整備の実績も多数積み上げられてきたこと、また、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づく多様なPPP/PFIの推進を国が求めていることからすれば、PFI手法か否かを要件とすることなく、これまで全国各地で蓄積されてきた様々な官民連携手法を横展開していくことこそが、時流に沿った考え方であると思われる。

また、人口が多く、整備する施設が大規模となる大都市と違い、小規模の自治体では施設の規模も小さくなり、市場性のあるPFI事業が限られてくる現状もあり、補助金等の適用条件としてPFI手法が求められることで、官民連携手法の導入を断念することもあることから、小規模自治体へのPPP/PFIの推進を図っていくためには、補助金、財政措置等による柔軟な支援が不可欠である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

PPP-BTO方式での学校給食施設整備が、PFI手法によるものと同様の国庫補助、交付税措置の対象であることが明確化されることで、今後の整備手法の検討の円滑化が期待される。

根拠法令等

「PFI導入可能性の検討マニュアル」の配付について(平成20年7月8日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)別添1 「PFI導入可能性の検討マニュアル」作成の趣旨及び留意点について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、滝沢市、宮城県、大阪府、東大阪市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

小都市が「PFI手法によらないPPP-BTO方式」と主張している学校給食施設整備事業については、本年1月に文部科学省に相談があり、文部科学省としてはPFI手法の一環であるとの認識から、学校施設環境改善交付金の対象となる旨をすでに回答済み。小都市に限らず、個別の各事業が学校施設環境改善交付金の対象となるか否かについては、個々に相談に応じている。一方、今回の提案において言及されている「PFI手法によらないPPP-BTO方式」の詳細が不明であるため、通知等により一般に明らかにすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の方式である、PFI法に基づかない(PFI法で求められる所定の手続(実施方針の公表、特定事業の選定等)を行わない等)ものであって、SPCを組成せずに民間事業者が代表企業となり、民間資金調達による設計・建設を行った直後に、自治体へ所有権を移転し、引き続き民間事業者が管理・運営を行い、自治体から民間事業者へサービス購入費を支払う方式(通称:PPP-BTO方式)については、PFI手法の一環であることから、学校施設環境改善交付金の対象となることが貴省の1次回答から確認できた。
あわせて、上記の方式により学校施設環境改善交付金の交付額が発生する場合は、PFI法に基づくものであれば受けられる特例(交付金対象経費内における一般財源についても、後年度の割賦払いが認められることなど)も等しく受けられるものと理解するが、確認しておきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

—

各府省からの第2次回答

学校施設環境改善交付金は、PFI法に基づいて選定された民間事業者から施設の所有権を地方公共団体に移転する際に支払う費用を、学校施設の買収費と見なして国庫補助の対象とできるものとしており、PFI法に基づかない事業については、補助の対象としていない。

当省第1次回答は、小都市から提示された「PFI法によらないBTO方式による学校施設整備が学校施設環境改善交付金の交付対象であることの確認について」との資料を基に、特別目的会社(SPC)を組成しないという点について、この点のみをもってPFI法の対象から排除されるものではないことから、PFI手法の一環であるとの認識の下に回答したものであって、当該資料に記載されていなかった「PFI法で求められる所定の手続(実施方針の公表、特定事業の選定等)を行わない等」という点について、「PFI手法の一環であることから、学校施設環境改善交付金の対象となること」を確認したものではない。

当省としては、PFI法の趣旨に鑑みれば、実施方針の策定・公表は事業の継続性確保や責任分担の明確化等の観点から、また、客観的な評価に基づく特定事業の選定は事業の経済性の確認や手続の透明化等の観点から、それぞれ必要な手続であると考えている。

また、提案事項において言及されている当省事務連絡「PFI 導入可能性の検討マニュアル」の配布について」に記載された地方財政措置の扱いについては、当該事務連絡中に明記されているとおり、PFI 法に基づいて行う事業が対象である。
なお、PFI 法に基づくものであるか否かについては、申請事項の詳細を確認しなければ判断できないため、通知等により補助対象になる場合を一律に明らかにすることは困難であるが、小都市に限らず、個別の各事業が学校施設環境改善交付金の対象となるか否かについては、個々に相談に応じている。

令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	20	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
------	----	------	--------------	------	------

提案事項(事項名)

電源立地地域対策交付金の申請事務の簡素化

提案団体

南砺市

制度の所管・関係府省

文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的な内容

複数事業を一括で記載できる様式で申請できるようにするなど申請書類の簡素化すること。
また、当初の事業目的を達成でき、30%を超えない変更であれば、国への協議を不要とするなど軽微な変更の範囲を見直すこと。
更に市の財産(市道、公園)の整備に関する各府省への協議については必要なものに限ること。

具体的な支障事例

複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。また、事業ごとに独立した申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担である。
現在は、個別事業について主務大臣の審査、決定を受けているが、審査に時間を要することが多く、事務に支障をきたしている。変更の協議においても同様で、軽微な変更において、他の補助金では変更協議を要しない額の変更であっても、本交付金では、変更協議をするなど、事業の執行にも支障をきたす場合もある。
また、文部科学省、経済産業省以外が所管する公共用施設について、申請にあたり所管庁の協議も必要となっており、協議先が増えることで、申請事務に時間を要している。
以上を踏まえ、申請等の事務について、申請及び変更協議等の手続きに時間を使つたため、変更協議の要否を含め、事務の簡素化を求めるもの。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

個別事業の審査時間、資料作成時間が省略できることから、事務効率の改善を図ることができ、対象地域での速やかな事業の実施が可能となる。

根拠法令等

電源立地地域対策交付金規則第17条、18条、19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、京都市、兵庫県、大分県、宮崎県、宮崎市

○複数の事業を実施する場合に、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならず、また、大量の紙資料の提出を行わなければならない。また、事業ごとに申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担となっている。

○当県においては、各市町村から提出された申請書をもとに、事業開始月毎に経済産業省用に新たに申請書を作成し、その都度押印する必要があるなど、事務処理に手間や膨大な紙資料作成を強いられている。特に、全国でコロナ感染拡大防止のため宅勤務体制となる中、交付申請書等の押印のために出勤をせざるを得ないなど、事務手続きにおいて負担が大きいものとなった。また、申請前には、経済産業省以外が所管する公共用施設の整備については、所管庁の協議も各県で個別に必要となっており、協議先が増えるほか、申請書とは別に協議用の資料作成が必要となるなど、時間や手間が掛かっている。

○申請書類や計画書、報告書等の資料が膨大となっており、かつ紙資料での提出となっていることから、業務効率化やペーパーレス化の流れに逆行している状況も課題である。

○複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。

○実績報告書の提出にあたり、その添付書類として、支出決定書の写し、契約書の写し、出勤簿の写し、光熱費にかかる証憑書類など、1つの支出に対して膨大な資料が求められており、その複写やチェックに多大な時間と労力を要している。

各府省からの第1次回答

電源立地地域対策交付金は電源立地地域対策交付金交付規則(平成16年2月6日文部科学省・経済産業省告示第2号)においてその様式を定めており、一の申請書で複数の事業の申請を行うことを可能としている。

当初の事業目的を達成でき、交付金事業の交付対象経費の30%未満の変更であれば、軽微な変更として「電源立地地域対策交付金の運用について(通達)(16文科開第951号 平成16・09・24 資庁第3号)」においても国の承認を不要としている。

市の財産(市道、公園等)の整備に関する各省庁への協議の取扱いについては、関係省庁との取り決めにより実施しているため、当該関係省庁と確認・相談してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの1次回答であった、一の申請書で複数の事業の申請を行うことができる運用については了知した。

しかしながら、当市以外の6団体においても、同様の押印事務及び添付資料の添付量が支障として挙がっていることから、関係府省が運用の周知及び活用を促進することで申請事務の軽減を図ることができると考えている。

また、個別事業ごとに提出する膨大な紙資料の作成事務については、審査内容の精査(必要な資料の精査、協議先の精査、申請のオンライン化等)を進めることで軽減が可能であることから、あわせて検討をお願いしたい。「書面・押印・対面」の見直し政府全体で進められている現状において、速やかに実現すべきものと考えている(令和2年7月17日閣議決定「規制改革実施計画」62頁より)。

上記の精査は、同種の事業を行う国土交通省事業 社会資本整備総合交付金の運用を参考とすることで実現が可能と考えている。

軽微な変更の取扱いについては、通達上は関係府省の回答の運用となっているが、実際令和2年度においても、事業目的及び事業数量に変更がなく、かつ金額の増減がない事業について変更申請を求められているケースがあるので、通達に基づき遵守いただきたい。各事業は、国・県等が定める法令及び積算基準、市の例規等の各種法令等に基づくものであり、各種法令等の適用が確認できるのであれば、軽微な変更としても支障はないと考える。

市の財産の整備に関する協議先の精査についても、各種法令等が適用された一定の技術的指針を満たす事業のみが対象事業となっていることから、関係省庁との協議を経なくても交付金事業として適切な事業実施が可能と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

電源立地地域対策交付金は、国から地方自治体(都道府県、市町村)への直接交付と、国から都道府県を経由し市町村へ交付する間接交付が併存する制度です。提案のありました申請書類への押印については、国に提出する各種申請書類等(交付規則等で提出することとされている申請書類等をいう。)の取扱いについて検討してまいります。

また、直接交付と間接交付が併存する制度であることから、いずれの場合においても、複数事業の一括申請や軽微な変更の運用等、交付金事務の運用について適切な対応がとられるよう、事務委任している経済産業局及び地方自治体への周知徹底を図ることといたします。

市の財産(市道、公園等)の整備に関する各省庁への協議の取扱いについて、農林水産省協議は廃止いたしました。国土交通省協議は、今後、一部書類の簡素化等を検討してまいります。

令和2年の方針等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(13)電源立地地域対策交付金

(i)交付事業に他府省の所管する事業が含まれる場合の事前協議については、以下の措置を講ずる。

・農林水産省への事前協議を廃止する。

[措置済み(令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]

・国土交通省への事前協議については、協議手続の効率化及び迅速化を図るため、令和3年度の申請に関するものから、申請書などの提出書類を簡素化するとともに、電子的な手段による提出を可能とし、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

(ii)申請方法については、複数事業の申請を一括で行うことが可能であることを、地方公共団体に改めて通知する。

[措置済み(令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]

(iii)当該交付金事業の軽微な変更については、主務大臣の承認が不要であることを、経済産業局に改めて通知する。

[措置済み(令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]

(iv)各種申請書類等については、令和2年度中に電源立地地域対策交付金交付規則(平16文部科学省、経済産業省告示2)を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とする。

(関係府省:経済産業省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)

提案団体

新潟市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 47 号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することではなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るために代替措置を講じられたい。)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成 26 年 12 月 26 日付け雇児母発 1226 第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成 28 年 2 月 2 日付け健難発 0202 第2号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、神奈川県、横須賀市、福井市、長野県、豊橋市、京都市、大阪府、豊中市、高槻市、神戸市、和歌山市、島根県、広島市、高松市、宇和島市、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島市、沖縄県

○提案市と同様に地方自治体において実務上使用しない区分についての照会事務は不要であると考える。保険者による個人番号制度の活用がされておらず、現状として郵送での照会回答となっているため、保険者からの回答に時間がかかり早期に変更後の受給者証を交付ができない。

以前より、小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている事に疑問がある。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための措置を講じられたい。)

○当市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○毎月、多少なりとも本件に係る業務に対応しており、事務の負担増になっている。

また、県からの照会期間を鑑みて受給者証発行までに時間を要すると感じていたため、事業全体の円滑化に資するためにも見直しは必要と考える。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中に世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体・保険者・医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する(概ね2~3週間程度)ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することではなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)

○当県では、保険者へ高額療養費適用区分の照会に多くの時間を要しており、認定更新のピーク時には1か月以上かかる保険者もある。

このため、有効期間の始期までに受給者証が届かない例もあり、受給者に取り、償還払いの文書料負担や来所し、手続きを行うなどの負担が大きい。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回(6月)に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○①新規申請の場合、審査会後、複数の照会を保険者に行っているが、回答の時期に差(2週間以上)があるため、各申請者あての交付にも時間差が生じている。

②保険者からの変更連絡が、変更のあった日から1~2ヶ月経過後に通知されることがあり、受給者証に適正な所得区分を反映できていない例がある。

上記等を踏まえ、受給者証の発行に要する時間が短縮されることにより、償還手続きの減少が見込まれ、受給

者、自治体の事務負担が軽減されることが想定される。

各府省からの第1次回答

都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。

限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されるところ、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。

また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。

限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考える。

②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続き負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。

【豊中市】

①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。

②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)

このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。
- また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。
- 医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において小慢の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者(受給者)が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であると考える。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。

なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」(昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知)等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(2)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)
小児慢性特定疾患の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
(関係府省:内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

幼保連携型認定こども園の付近にある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。

具体的な支障事例

保育所の設置基準では、保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を屋外遊技場とみなしてよいこととされているが、幼保連携型認定こども園の園庭は、園舎と同一敷地内または隣接する位置に設けることが原則とされている。既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際、狭小地においては、同一敷地内や隣接地に園庭を設置することが困難な立地条件の施設もある。

本市の支障事例は、幼児の徒歩圏内に公園があるにも関わらず、一時的に民間駐車場を園庭として有償で借り上げ、設置認可のために借地権を設定するなど、こども園設置者にとって大きな負担となっており、何より、子供たちの身体づくりに影響を与える規定になっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しやすくなり、地域の保育定員の増加につながる。
施設改修時においても、施設設置者の負担軽減と子供たちの健やかな成長を守ることができる。

根拠法令等

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、新潟市、浜松市、豊橋市、稲沢市、徳島県、愛媛県、松山市、宇和島市、長崎市、大分県、指宿市

○施設改修時に隣接地等がないため、仮設園舎と園庭面積を確保できる用地を探す必要が出ており、改修時の基準緩和が必要である。

○既存の民間保育所が令和2年度に幼保連携型認定こども園へ移行を希望したが、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられるべき園庭面積が幼保連携型認定こども園の認可基準に対して不足していたため、保育所型認定こども園に移行した事例がある。

○当市においては、保育所から幼保連携型認定こども園への移行を希望した場合において、園庭に関する基準を満たすことができず保育所型認定こども園を選択せざるを得ないケースが生じている。

○市街地の幼保連携型認定こども園について、老朽化のため近隣地への移転を検討しているが、園舎と同一

敷地内または隣接する位置への園庭の設置が原則とされているものの、市街地ということもあり、園庭の面積も含めた土地の確保が難しい。

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。

一方で、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園庭の面積基準の「満2歳児の園児数×3.3m²」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。

しかしながら、藤枝市のご提案は、移行特例の「満2歳児の園児数×3.3m²」分の面積のみならず満3～5歳児に係る園庭の面積についても、さらには、新設の場合の園庭の面積についても、基準を見直し、園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるようになることを求めているものである。

園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和することは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねず、要件緩和により幼児教育としての質の確保を担保できなくなるおそれがあることから、ご提案を採用することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、幼児教育と保育を一体的かつ総合的に行う施設として、積極的に幼稚園の認定こども園化に取り組んでいる。

当市の提案は、保護者の仕事と育児の両立支援による待機児童ゼロの維持に向けた幼保連携型認定こども園への移行促進を図るために、付近の公園等も園庭とみなすことを求めるものであるが、園庭の教育的役割的重要性については、当市も十分に理解しているところである。

幼保連携型認定こども園は、幼児教育としての機能に加え保育所機能も有する施設であり、同一の敷地内にある園庭と公園等を、子どもの年齢や教育・保育の目的に合わせて併用して活用することは、幼児教育と保育の一体的推進を促すものであると考えている。

また、公園等においても遊びを通じた学びは可能であり、徒歩圏内の公園への移動が学びに支障を及ぼすことはないと考える。更には、地域住民との交流による学びなど2次的な教育効果も期待できるため、安全性等が担保されれば、公園等も教育的役割は十分果たせるものと認識している。

なお、当市の一部の保育所では、付近の公園等を屋外遊戯場とみなして認可されている園もあり、そのような状況においても子ども達はのびのびと活動をしており、幼児教育・保育の質も十分に確保されていると認識している。

当市の提案は、移行特例の見直しにとどまるものではないが、移行特例の条件（満2歳の園児に係る園庭の面積に限り算入が可能）は限定的であり、幼稚園から同じ定員で移行する場合、園舎面積が拡張し園庭面積が減るなど移行に支障が生じるため、園庭の面積参入に関して、少なくとも移行の際不足する面積については、公園等も参入することができるよう求めるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「従るべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従るべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 園庭は園舎と一緒に設置され、かつ現行の面積基準を満たすものでなければならないという理由について、合理的な説明をいただきたい。
- 近隣の公園等代替地も含めて必要な園庭の面積が確保されれば質の確保は可能ではないか。現在の園庭の基準について柔軟な運用を検討いただきたい。
- 幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際に、新たな施設の整備等に伴い園庭の拡張が必要になる場合もあるが、特に市街地など土地の確保が困難な地域においては対応が難しいことから、園庭の基準を緩和すべきではないか。

各府省からの第2次回答

幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室から自由に入りできるよう、園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。仮に園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にない場所を園庭の代替地とした場合は、物理的に上述のような教育機能を担保することが困難となり、児童教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねない。このように、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が児童教育の根本に関わる重要な意味を持っていることを御理解いただきたい。

また、園庭の設置・面積については、園舎と同一の敷地内または隣接する位置に存する建物の屋上についても、地上の園庭と同様の環境が確保されているなど一定の要件を満たした場合には、園庭としての必要面積に算入することができるほか、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、園庭の面積基準の「満2歳児の園児数×3.3m²」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。提案団体によれば、移行を計画している施設については、園舎・設備及び園庭並びに定員設定等の整備計画の詳細はまだ決まっておらず、現段階では不足する見込み面積を算出することは難しい状況ということだが、まずはこうした制度を活用しつつ、園庭面積を確保可能な園舎の設計・設置（既存園舎の活用を含む）や、確保できる面積に応じた年齢ごとの定員設定等を検討していただきたい。

一方で、御意見を踏まえ、提案団体のケースのように、幼保連携型認定こども園への移行の際の園舎建て替え時期に一時的に園庭に関する基準を満たさない状況が生じた場合に、幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障がない範囲において基準の柔軟な取り扱いが可能かどうか検討を行ってまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

- (7)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)
 - (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち園庭面積に係る基準(同令6条7項)については、幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行や施設の老朽化等に伴う園舎の建替えなどの施設整備により、当該施設整備に係る期間において当該基準を満たせない場合、幼保連携型認定こども園の設置等の認可権者である地方公共団体が、教育・保育の内容等を確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（関係府省：内閣府、厚生労働省）

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

29

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合に、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改革を図られたい。

具体的な支障事例

府では、平成30年に文部科学省「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により、検討・検証を行い、上記「学びの場」の情報公表の仕組みの創設のほか、障がい福祉サービス(とりわけ「自立訓練」)に関し、その利用期間について、弾力的運用が可能となるよう、所要の制度改革を国に対して求める必要のあることについて、結論を得た。

【主な支障事例】

自立訓練は、障がいのある人の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援であり、本来、学校卒業後等の「学びの場」として活用するもの。

しかしながら、自立訓練(生活訓練)の期間は、原則2年であり、障がい特性を踏まえると、個々の成長を促すには、期間があまりにも短い。

自立訓練と就労継続支援B型を組み合わせて、4年間の「学びの場」を確保している例もあるが、B型は一定の工賃収入が求められるなど、あくまでも就労の場であり、「学び」にはなじまない。

以上のとおり、自立訓練(生活訓練)の期間を延長することにより、新たに制度創設することなく、障がい者の学校卒業後等の学びの場を全国的に確保することができる。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

障がい福祉サービス(とりわけ「自立訓練(生活訓練)」)に関し、その利用期間について、弾力的運用が可能となることによって、本人の成長等のニーズに柔軟に対応した、より着実な支援やその後の就労への着実なつなぎ等の質の高いサービス提供等を図ることができるようになる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項、同施行規則 第6条の6第2号、障害者の生涯学習の推進方策について(令和元年7月8日付け元文科教第237号文部科学省総合教育政策局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、栃木県、前橋市、豊橋市、滋賀県、草津市、たつの市、宇和島市

○学校卒業後すぐに就職するのではなく、就職までに自らの将来について考え、準備する期間が必要であるとPTAより要望が出ている。

現在は自立訓練(2年間)と就労継続支援B型(2年間)を組み合わせて時間を確保できるが、就労の場ではなく自立訓練(生活訓練)の期間を延長することにより学びの場を増やし、個々の成長を促進することで、その後の就労定着が期待できる。

○本提案により、質の高いサービス提供を図ることでできるようになると考えられる。

○自立訓練については、標準利用期間が定められているが、精神障害や高次脳機能障害、社会的行動障害を有する者など、その障害特性により、自立訓練(生活訓練)での支援が必要なもの、標準利用期間内では訓練効果が表れにくく、期間を超えて継続して支援を要する者への対応に苦慮している場合があり、弾力的な運用を行う必要がある。

各府省からの第1次回答

自立訓練(生活訓練)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に基づき、障害者に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間(標準利用期間)にわたり、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスである。

また、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであることから、同法施行規則第6条の6において、標準利用期間を2年間(長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者には3年間)と定めている。

この標準利用期間を超えて、サービスの利用が必要な場合には、市町村審査会の個別審査を経た上で、最大1年間の更新(原則1回)を可能としているところであり、市町村において個別に判断していただく必要があると考えている。

なお、障害者の就労に向けた訓練については、就労移行支援事業や就労継続支援事業などの障害福祉サービスを設けているところであり、こうしたサービスも活用しながら障害者の状況に応じた取組を行っていただくことが考えられる。

また、文部科学省においても「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」において「地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究事業」等を実施しており、これらの事業を活用していただくことを考えているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

学びの場は、障がい者の保護者の要望等に基づくもので、自立した日常生活を営むために必要なもの。

成長が緩やかなことも多い障がい者の障がい特性がある中、自立訓練(生活訓練)を、学びの場として位置づけて、カリキュラムや職員配置をしている事業所においては、厚生労働省令で定める期間(標準利用期間)の2年間は短い。

「市町村審査会の個別審査」とは、「長期間入院していた又はこれに類する事由のある場合」に、その方の介護支援の必要度合いを審査、判定することを指していると思料されるが、当該判定により延長が認められる場合は、長期入院、障害区分の変更の場合などに限られると推測されるので、本ケースは該当しないと考えられる。文科省「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」において「地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究事業」等を実施しているとのことであるが、そのメニューは、①地域連携コンソーシアム形成モデルの構築、②連絡協議会の開催となっており、自立訓練事業の弾力的な運営を可能にする事業内容とは異なっており、本ケースのニーズを満たせないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、審査会での件数増加や、事業所ごとに弾力的運用の可否を設定するのか、

利用者ごとに市町村が弾力的運用の適否を判断するのか等、手続き面を懸念する意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

自立訓練は、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談その他の必要な支援を提供するサービスである。自立訓練は公費による障害福祉サービスであることから、標準利用期間の範囲内で必要な訓練を行うことを基本とするとともに、標準利用期間を超える場合には、「市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能(原則1回)」としている。

また、自立訓練(生活訓練)においては、法令上、必要な訓練として入浴、排せつ及び食事を例示しており、これらの訓練は、通常、標準利用期間である2年間(長期間入院していた又はこれに類する事由がある障害者は3年間)の中で対応することが可能であることから、御指摘のケースについても、当該標準利用期間や更新の取扱いを踏まえて運用していただく必要がある。

なお、標準利用期間を超えてサービスが必要な場合の更新については、「長期入院していたその他これに類する事由のある障害者」に限定されるものではなく、市町村審査会において個別の状況に応じて判断されるものと考えておき、必要であれば、この点は再度周知してまいりたい。

なお、御提案の制度改正に直接関わるものではないが、文部科学省の「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」においては、例えば教育委員会が中心となり、関係機関と連携を図り、大学等の高等教育機関が提供するプログラムや社会教育機関等が提供する講座等を組み合わせて、障害者の学校卒業後のニーズに対応した学習プログラムや実施体制の実践研究を実施することも可能であるので、必要に応じ御活用を検討いただきたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し

提案団体

大阪府

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修受講要件について、新型コロナウィルスの影響を考慮し研修受講必須化年度の延期及び研修受講ではなくレポート提出での代替を認めるなどの研修方法の多様化を行うこと。

また、園内研修等の内容及び時間の確認事務について都道府県の事務負担が増えない形での全国統一のスキーム及び標準様式の提示並びに他県での研修の取扱いを明確化、統一化するとともに、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等について集約し、加算要件に該当するものについて各自治体に情報提供すること。

具体的な支障事例

研修に係る要件については、令和4年度を目指すとされているが、新型コロナウィルスの影響で集合研修の開催が見送られ、保育所、認定こども園等の職員の計画的な研修受講に支障が生じている。施設からも保育士が研修を最大60時間受講することは負担が非常に大きいこと、代替職員の手配が大変であるといった要望が寄せられている。

園内研修及び免許状更新講習が処遇改善加算Ⅱに係る研修であることを都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となる。令和元年6月24日付け通知で園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修など様々な研修が加算要件になることが示されたことで、今後、園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修それぞれの受講地が都道府県域を超えることが想定されるため、他県等で受講した研修の内容を加算要件に該当するか確認することや研修の取扱いを自治体間で調整することについても事務負担が生じる。

また、文科省等の補助等を受け、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等を実施する機関もあり、各自治体で内容の確認、該当認定を行うことで、認定結果に差異が生じないよう、他県等での認定状況について、双方で確認、調整作業等の事務負担が生じ、非効率である

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育所、認定こども園等の職員が研修を受講しやすくなり、計画的な研修の受講が行える。また都道府県における事務負担が減り、当該事業の効率的な実施が図られる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項、第2項、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン2・3(1)、3(3)、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、川越市、川口市、神奈川県、川崎市、新潟県、新潟市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都市、兵庫県、鳥取県、松江市、徳島県、愛媛県、松山市、久留米市、大分県、宮崎県

○当県においても、新型コロナウイルスの影響により、今年度は実施体制が縮小され、受講者も例年より限定される見通しである。今後、感染防止対策を講じた上での通常保育は保育従事者の負担も増え、研修受講自体も大きな負担となってくる。

キャリアアップ受講申込前の、園内研修実施による研修受講免除の確認、加算認定時の免許状更新講習の受講確認など、行政サイドも膨大な事務負担となってくる。

園内研修によるキャリアアップ研修の一部が受講免除となることは、研修実施主体の立場からは各分野15時間を見定した一連の研修構成からも問題があると感じる。

処遇改善加算を前提とした研修等の受講要件そのものを見直さなければ、研修の実施主体及び保育従事者にとって大きな負担となってくる。

○現在、当該加算に関して経過措置となっているキャリアアップ研修等の修了について、修了が必須化となる2022年度に向けて、1分野15時間以上の研修修了が施設、事業所に大きく負担となることが想定される。例えば10年に1度の受講が必要な幼稚園教諭更新講習でも30時間であり15時間以上は保育士にとってかなりの負担となり、保育士不足の中、研修受講中の代替保育士の配置の負担が大きく研修時間の確保が困難であると考えられる。

○当市でも、令和4年度の研修必須化に向けて、保育士等が最大60時間研修に参加することは現実難しいとの意見が寄せられている。新型コロナウイルスの影響や、全国的な保育士不足などを踏まえ、必須化時期に延長及び研修受講に準じた方策を検討していただきたい。

○処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件の取扱いについては、県及び他市と同じような取扱いで、確認作業が行えるよう準備している。新型コロナウイルスの影響で、研修要件の主となるキャリアアップ研修の実施が停滞しており、今後の開催も予定どおりに実施できるか懸念され、2022年度からの研修要件の必須化は、延期されるべきである。

○処遇改善等加算Ⅱにおける研修要件について、新型コロナウイルスの影響で受講の促進が図れないと、また、平時の受講状況等を鑑みても研修の定員超過等により研修受講を希望する全ての職員が受講できていない事例が多数報告されている。これらを考慮し、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様化等の検討を求める。

また、都道府県、中核市等において園内研修等の確認事務を行うにあたって、現時点で明確な研修内容の取扱等が示されておらず、認定基準が各自治体によって相違がでる等支障が生じているため全国統一の基準、標準様式等の提示を求める。

○当県においても、今年度は新型コロナウイルスの影響による研修定員の大幅な減員により、保育所、認定こども園等の職員の計画的な受講に支障が生じている。

園内研修等を都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となることが想定される。また、全国の幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関より、各自治体へ実施主体の認定の申請がなされている。

当県でも、内容の確認、認定を行うにあたり、他自治体と認定結果に差異がないよう確認、調整作業が必要となっており、非効率が生じている。

○新型コロナウイルス感染拡大に伴う研修開催の見送りにより、当市の認定こども園、保育所等の職員にも計画的な研修受講に影響が見られていることから、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様化を要望する。

各府省からの第1次回答

(1) 研修要件の必須化年度の延期について

処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修修了要件については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」(平成27年3月31日日内閣府子ども・子育て本部統括官ほか通知)において、「研修に係る要件については、令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況を踏まえて必須化を目指す」としているところではあるが、必須化の開始については、対象職員の実際の研修の受講状況も踏まえながら、検討を行ってまいりたい。

(2) レポートによる受講の代替等について

① 幼稚園について

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修は、幼稚園教諭が教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上

を目的とするものであり、レポートの提出のみをもって研修受講を代替することは難しいのではないかと考える。

②保育所について

保育士等キャリアアップ研修については、保育所の役割が多様化・複雑化する中で、保育士の専門性の向上を図る観点から実施しており、研修修了の評価は研修受講の他レポートを提出させるなどし、研修内容に関する知識や技能等の確認を行っている。このため、レポート提出のみで研修受講と代替することは困難である。なお、研修方法については、e ラーニングで実施する場合の実施方法等を示し、研修方法の多様化を図っている。

(3)園内研修の確認事務の統一化・明確化について

①幼稚園について

幼稚園における園内研修を待遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の要件等の取扱については、「施設型給付費等に係る待遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)において明確にお示ししているところである。また、幼稚園等における園内研修に係る認定の申請様式については、「施設型給付費等に係る待遇改善等 加算Ⅱに係る研修(幼稚園・認定こども園の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について)(令和元年11月11日付け内閣府・文部科学省事務連絡)で既に統一様式をお示ししているところである。

②保育所について

保育所等における園内研修を待遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の要件等の取扱については、「施設型給付費等に係る待遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)において明確にお示ししているところである。園内研修の確認に係る標準様式については、今年度中にお示しできるよう検討を行ってまいりたい。

(4)他県で行われている研修および全国圏で行われている研修の取扱いについて

①幼稚園について

幼稚園教諭の待遇改善加算Ⅱに係る研修については、加算認定自治体が研修の実施主体を認定するという現行の仕組みを引き続き活用しつつ、事務負担軽減の方策にとして、各加算認定自治体における研修実施団体の認定状況の定期的な集約や情報提供のあり方について、加算認定自治体の実務上の課題も踏まえながら、今後検討してまいりたい。

②保育所について

保育士等キャリアアップ研修については、都道府県間で本人の同意を得た上で研修修了者の情報を共有できる取り扱いもお示ししているところであり、研修修了者の同意に基づき、当該キャリアアップ研修の研修修了者の情報を都道府県間で共有することで、十分に対応できるものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- (1)コロナにより昨年度末より軒並み開催自粛又は中止しており、計画的に受講している保育士が、研修機会がなく受講できない現状である。コロナに係る影響期間分は、必須化年度の延期を認められたい。
- (2)「e-ラーニング等方法を示している」とあるが、オンライン研修を実施した場合、当該都道府県の研修を全国の保育士が受講可能となる一方で、不正防止策の実施や当該都道府県以外の保育士の研修修了状況の管理を要するなど、過度の負担が生じる。オンラインに適した制度構築を行っていただきたい。
- (3)施設毎に研修内容や講師、研修時間が異なり、特に保育所等の研修は、ガイドラインに沿っているか、個別の確認を要するため、都道府県にとっても申請園にとっても負担である。このため、標準的な様式に加え、園内研修として認められる講義内容や講師の要件の例示など、確認作業における判断基準を示されたい。また1分野15時間の研修時間について、ガイドラインでは研修内容毎の時間配分は示されておらず、園内研修により短縮する最大4時間と残り11時間の研修内容の整合についても考え方や基準を示していただきたい。
- (4)オンライン研修が全国的に進めば、加算認定にあたり全国の自治体に個別に研修受講情報を照会・回答することとなり膨大な事務となる。研修受講の必須化に向け、研修受講状況を全国で簡便に情報共有できる仕組みの構築と共有の具体的方法を明示いただきたい。また全国の幼稚園や保育施設を対象に研修を実施している機関について、都道府県毎に指定等を行うことは効率性に乏しく、実施機関としても複数の都道府県に指定等申請を要し負担であるため、国においてキャリアアップ研修実施機関として指定及び都道府県への情報の共有等を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【徳島県】

新型コロナウイルスの影響により、保育士等キャリアアップ研修については、予定どおりの実施は困難であり、今後の見通しも立たない状況である。「研修要件必修化」の延期がわからない状況で、研修を実施していかなければならず、研修受講者と研修実施主体の双方に大きな負担となっている。特に、保育現場では感染防止対策

による負担が増えており、研修受講がさらなる負担となることから、「研修要件必修化」の延期については、今年度の受講状況の把握を待たず即決いただきたい。

【久留米市】

(4)①について、幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関から、自治体への実施主体の認定の申請がすでにされ始めているため、早急にご検討いただきたい。

【川越市】

(1)研修受講要件の必須化について

処遇改善加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員数が「1人以上」に緩和されたが、そのほかの分配対象者についても研修受講要件を全て求めることになると、要件が厳格であるため利用しづらい制度になってしまいのではないかと考える。研修受講要件については、各施設、副主任保育士等「1人以上」の確保とするなど、当該要件を満たすべき職員について十分な配慮をいただきたい。

(2)園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の取り扱いについて

「研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①・②が認める者」とあるが、通常、研修等を行っていない幼稚園教諭等が行う園内研修の内容について、全国の地方自治体が各々の判断で研修内容として適切か否かを判断する為には、国が確認した教材等の活用を前提とするなど、一定の内容を担保するための方策が必要と考える。

(3)他県または全国圏で行われている研修の取り扱いについて

全国の自治体が同様の組織からそれぞれで申請を受け付ける行為には必要性を感じられない。国がワンストップの窓口となり、情報を公開することで十分に対応できると考える。

地方六団体からの意見

一

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和4年度からとされている研修の必須化の延期について、早期に判断し明確化すべきではないか。また、1次ヒアリングにおいて、eラーニングの更なる活用等について周知していきたい旨の説明があつたが、周知する内容や時期について示していただきたい。

○都道府県等、事業者、研修受講者の負担を軽減するため、園内研修の認定申請の際の標準様式を定めるとともに、認定される研修内容等の判断基準を示すべきではないか。あわせて、幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習の認定についても、同様の対応を行うべきではないか。また、研修修了者の情報や都道府県における研修実施機関の認定状況の情報について、都道府県間で円滑に共有するための仕組みを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

(1)研修要件の必須化年度の延期について

研修修了要件の必須化の開始時期については、令和2年度内に研修実施状況等について調査を行い、その結果を踏まえて検討の上、令和3年度早期に方針をお示しすることとしたいと考えている。

(2)レポートによる受講の代替等について

①幼稚園について

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修要件等の取扱については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)において明確にお示ししているところである。

なお、ここでお示した内容を踏まえeラーニング等を活用した研修を実施した場合も加算の対象となることについては、例年の説明会において説明するなど、機会を捉えて明確化していきたいと考えている。

②保育所について

eラーニングの活用に当たっては、通知や平成30年度に実施した「保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について」において研究を実施し、お示ししているところである。

オンライン研修受講者の不正防止の担保については、ZOOMやSkype等の機能により、本人履修の確認が可能である。むしろ、レポート提出による代替を認めることの方が不正防止を図ることが困難となるものと考えている。

また、他の自治体在住の保育士の研修受講については、これまでの対面方式による研修においても同様のことがいえるものであり、これに比して過度な負担にはならないものと考えている。

(3)園内研修の確認事務の統一化・明確化について

①幼稚園について

幼稚園における園内研修に係る認定の申請様式については、「施設型給付費等に係る処遇改善等 加算Ⅱに係る研修（幼稚園・認定こども園の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について）」（令和元年11月11日付け内閣府・文部科学省事務連絡）で既にお示ししているところであり、また加算に係る研修として認められる際の要件等の取扱いについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について（令和元年6月24日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）において明確にお示ししているところである。なお、大学等が実施する幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習については、加算の取得の際に、職員の更新講習の修了証を園がまとめて提出すれば加算に係る研修として認められる仕組みとなっており、加算認定自治体が研修実施主体の認定や研修内容の確認を行う仕組みとはなっていないため、標準様式や判断基準を示す必要はないと考えている。

②保育所について

園内研修における講義内容や講師の基準については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について（令和元年6月24日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）で示している通りである。また、御指摘の園内研修により短縮する最大4時間と残り11時間の研修内容の整合についての考え方等については、例えば研修実施自治体において、シラバスにおける事項毎に時間数を示すことにより、対応が可能であると思料する。

(4)他県で行われている研修および全国圏で行われている研修の取扱いについて

①幼稚園について

各幼稚園教諭一人ひとりの研修受講状況については、個人情報の取扱いの観点などから全国で情報共有することは難しいが、事務負担軽減の方策として、各加算認定自治体における研修実施団体の認定状況の定期的な集約や情報提供のあり方について、加算認定自治体の実務上の課題も踏まえながら、今後検討してまいりたい。

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修の実施主体の認定にあたっては、研修の各実施主体の実態を把握する必要があることから加算認定自治体が研修の実施主体を認定するという現行の仕組みを取っており、国が研修の実施主体としての指定を行う仕組みとすることは考えていません。

②保育所について

保育士のキャリアアップ研修における受講状況の確認については、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日雇児保発0401第1号）によりお示ししている通り、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有しているとともに、加算認定自治体は申請を行う事業所等から、当該研修を受講した本人に手交された当該研修の修了証の写しを提出させ、他の自治体に照会せざとも、研修の修了を確認することができるため、特段、支障は生じないものと考えています。

また、都道府県間で本人の同意を得た上で研修修了者の情報を共有できる取り扱いもお示ししているところであり、研修修了者の同意に基づき、当該キャリアアップ研修の研修修了者の情報を都道府県間で共有することで、十分に対応できるものと考えます。

また、キャリアアップ研修実施機関としての指定等については、都道府県は子ども・子育て支援法上、都道府県子ども子育て支援事業支援計画において地域の保育士等の確保や資質の向上のために講じる措置に関する事項の策定が求められていることから、国が指定を行うことは適当ではなく、都道府県が指定をすることが適当であると考えます。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(8)子ども・子育て支援法(平24法65)

(vi)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条35号の5）の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。

・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

・保育所及び地域型保育事業所（以下この事項において「保育所等」という。）が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修（以下この事項において「園内研修」という。）については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に

通知する。

・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。

・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。

・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止

提案団体

愛知県、横浜市、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。

具体的な支障事例

都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。

照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益(医療費立替負担)が生じている。

保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり(年間100件程度)、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。

都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。

所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者証が受給者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。

上記について、平成28年12月27日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。

また、「医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を100%正確に医療受給者証に記載することは困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請から医療受給者証発行までの期間の短縮(2~3ヶ月→1.5~2.5ヶ月)。

医療受給者証に記載する所得区分の誤りや、医療受給者証を同時期に複数発行すること等による医療機関、受給者の混乱の解消が期待できる。

保険者への照会事務の廃止や、医療受給者証発行に要する期間の短縮により、医療費償還払い請求の減少

が見込まれるなど、事務負担の大幅な軽減に繋がる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健疾発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、川崎市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、島根県、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○新規申請や更新申請時のほか、加入医療保険の変更に伴う申請のたびに所得区分の確認が必要であり、受給者証発行までの期間の長期化や事務負担の増大につながっている。情報連携により、申請時の課税証明書の提出は原則不要としているが、社会保険及び国保組合に加入する患者には、所得区分の照会のために課税証明書の提出を求める。

○保険者からの連絡漏れ等による適用区分相違による医療機関等からの照会や、年度切替時に保険者へ再照会しない限り非課税者の適用区分が変更になる等、適用区分記載における業務負担が大きい。

○一定期間経過しても回答のない保険者に対し確認を行っているため、業務の増につながっている。区分の変更について、保険者側で適切に処理されていないと思われるケースがある。

○所得区分の記載の廃止は強く求めるところである。なお、医療機関窓口において、所得区分の把握を可能とする枠組みを構築することが困難なのであれば、例えば一律「一般所得」で処理可能とする等の制度改正を求める。

○保険者による所得区分の記載ミスや区分変更の連絡もれの可能性を排除できないため、受給者証の変更の審査は慎重に行う必要があり、複数職員によるチェック体制を構築せざるを得ない状況となっている。また、連絡もれについては、対応状況が保険者ごとにばらつきがあり(保険者への周知が徹底されていないと思われる)、対策に苦慮している。これに対する方策として、当県では、毎年の受給者証の更新に併せて、連絡もれの恐れがある168保険者(協会健保、後期高齢等除く)に対して連絡票を送付し、台帳への反映を行っている。この独自対応により医療機関での混乱は一定程度抑制されていると認識しているが、事務負担は増加している。なお、依然として適用区分の反映が遅れる事例は発生しており、更新時期においては数10件規模で受給者証の差し替え対応を行っているが、これは受給者に混乱を来すものではないかと懸念される。

○受給者証に記載するという特性から、適用区分が遡及的に変更となった場合において、自己負担上限額の変更等の理由により、受給者証に正確な適用区分を反映できない(又は反映に苦慮する)ケースが発生しており、受給者証に別制度の区分(適用区分)を記載する限り根本的に発生しうるものであり、事務側の努力や工夫で防ぐにも限界がある。

○所得区分が不明な場合、空欄のまま県から受給者証が発行されており、そのことについての医療機関等からの問い合わせが一定生じており、対応に苦慮している。

各府省からの第1次回答

都道府県等において指定難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、指定医療機関の窓口で所得区分を確認できる新たな枠組みを構築した上で、指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止を求めるものであり、公費負担医療制度の基本的考え方の変更までを求めるものではない。

医療受給者証に所得区分を記載する以外の方法で所得区分の確認を可能とすることで、医療受給者証への所得区分の記載が不要となり発行に要する期間が短縮されるため、受給者の手元に医療受給者証が早く届くとともに、都道府県等の事務負担を大きく軽減することができると考える。
加えて、所得区分の記載事務を廃止することによって、申請を行ってから受給者の手元に医療受給者証が届く時期を早められるため、償還払いに関し、その件数を抑えることができ、受給者の一時的な経済的負担の軽減や都道府県等の事務負担軽減が図られる。
よって、医療受給者証への所得区分の記載事務の廃止について、引き続き、御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

本提案については、平成27年度にも同様の内容の提案がなされており、関係府省から示された「最終的な対応方針」もほぼ同じ趣旨のものであった。3年以上経った現在、保険者との連絡に時間と時間を要している実態は全く改善されていない。所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法を確立するよう、迅速な検討を願いたい。

【広島市】

保険者照会に係る事務は、受給者証発行までの期間の長期化や、償還払いの増加を招いており、受給者にとって不利益が大きいため、当該事務を廃止できないのであれば、効率化のための対応方法を早急に検討していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載は、自治体の負担が膨大であるため、廃止すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者（受給者）が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であると考える。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。

なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)

指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、総務省、財務省及び厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

71

提案区分

A 権限移譲

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

教職員の人事について、教育委員会の権限を教育長に一部委譲

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の「市町村教育委員会の内申」に係る事務を、教育長へ委任(内部委任)することができるかどうかを通知等により明確化する。

具体的な支障事例

教育委員会の職務権限について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条(教育委員会の職務権限)第1項第3号に「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること」と規定されている。また、同法第25条第1項の規定により、その権限に属する部分の一部を教育長へ委任することができるが、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること」については、同条第2項第4号の規定により教育長へ委任することはできない。

県費負担教職員の人事異動については、同法第38条の「都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまとめて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする」との規定から、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会が「任免その他の進退」を行うために、内申を行わなくてはならないが、この内申に係る事務が同法第21条第1項第3号の規定により教育長へ委任、もしくは内部委任することができるかどうかは法律上定かでない。内申を教育委員会の議決を経て行う場合、非効率な事例が発生する。

例えば、県費負担教職員が地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、その「任免その他の進退」を行うため、市町村教育委員会の議決を経て、都道府県教育委員会へ内申し、その後、更に都道府県教育委員会の議決により、「任免その他の進退」が行われている。例えば、他の市町村から人事異動により転入してきた県費負担教職員が、異動前の市町村で地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、異動後の市町村が、同法第43条による服務の監督を行うことから、その「任免その他の進退」を行う内申について、異動後の市町村教育委員会の議決を経ている。異動前の他市町村で発生した違反を、異動後の市町村教育委員会において議論することは妥当性に欠け、審議が困難であり、非効率な事例が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内申に係る事務を教育委員会による議決を経ずに行うことができることが明らかになることにより、非効率な手続きを省略し、教育委員会の効率的な組織運営が図られる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項第4号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、新城市、松江市

—

各府省からの第1次回答

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行法」という。)第25条第2項第4号において、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事務は教育長に委任できない旨規定されている。地教行法第38条に定める市町村教育委員会が行う内申は、県費負担教職員の任免その他の進退に関わることから、「任免その他人事に関する事務」に該当する。

したがって、市町村教育委員会が行う内申について教育長に委任することはできない。ただし、第25条第2項は、いわゆる内部委任まで禁止するものではない。

なお、異動前の市町村における服務違反に係る異動後の市町村教育委員会の内申については、現服務監督権者である市町村教育委員会の権限と責任において実施されるものであることから、異動前の市町村教育委員会と十分情報を共有し、適切に対応いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地教行法第38条に定める市町村教育委員会が行う内申は、同法第25条第2項第4号の「任免その他人事に関する事務」に該当するため、教育長に委任することはできないこととされているなかで、この規定からいわゆる内部委任(代決や専決)まで禁止するものではないと法解釈することは困難であることから、この旨通知等により明確に示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

—

各府省からの第2次回答

提案団体の見解を踏まえ、本件の周知について検討しているところ。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(5)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)

県費負担教職員の任免その他の進退に関する市町村教育委員会の内申(38条)に係る事務については、教育長に委任することができない事務(25条2項4号)に該当するが、同項の規定の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会がその権限と責任において適切に判断した上で、教育長の専決事項とすることは妨げないことを明確化し、都道府県教育委員会等に通知する。

[措置済み(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)]

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債債務手続きの簡略化

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的な内容

補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。

具体的な支障事例

文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越し事業)も可能)、繰越・翌債債務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由とした繰越し理由書を財務省に提出する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

繰越し理由書の作成の負担が軽減される。

根拠法令等

財政法 43 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

弘前市、宮城県、福島県、相模原市、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、香芝市、広島市、長崎市、大村市、壱岐市、熊本市、宮崎市

○繰越し・翌債債務の手続は毎年3月にあり、補助金の実績報告等が繁忙期に重なることから、多忙を極めている状況である。

○当市でも、補正予算により内定を受けた学校施設環境改善交付金において、年度内の事業完了が困難な場合は繰越し手続きを行っている。特にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業など、市内全校を対象とした事業においては、繰越し事由が同一であっても、1校ずつ調書を作成する必要あり、膨大な事務処理作業を要する。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化していることに加え、年度後半に当初予算として事業の追加内定がされ、財務省への繰越し事が煩雑化している。

○前倒しで補助を受けたことが繰越し理由にもかかわらず、繰越し理由書には、それ以外の理由をつけて提出する

必要があるため、制度改革が必要であると考える。

○当市においても、学校施設環境改善交付金大規模改造事業(トイレ)において、国の補正予算により前倒し実施の採択を受けた事業が過去に存在した。

当然のことながら、その時点から事業を開始した場合には、当該年度内での事業完了は困難を極めることとなり、事業費を翌年度に繰り越すこととなる。

この際、提案にもあるとおり、補正予算を理由とした繰越は認められないことから、繰越理由書の作成に苦慮した経験がある。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債債務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。

各府省からの第1次回答

補正予算については、地方公共団体の申請に基づいて採択しているところであるが、地方公共団体の求めに応じて当初予算の確保に努めてまいりたい。また、国庫補助金の交付手続きにおける事務負担軽減の一環として繰越し制度の周知を含め丁寧な対応に努めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

繰越し制度の周知については、事務手続きの理解を深めるための説明会が定期的に開催されていることは承知しているが、年度途中の補正予算成立が定例化し、採択事業については繰越せざるを得ない事案が数多く生じる中、本市としては事務手続き自体の簡素化を求めるものである。特に、現状では「計画に関する諸条件」として繰越理由の類型化がなされ、一定の事務効率化が図られているとは言え、加えて詳細な事由記載を求められることで実質的に負担が生じていると考えており、この事由記載部分の省略による事務軽減を図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

--

各府省からの第2次回答

繰越理由書の「繰越事由」欄への記載については繰越しガイドブックの例にあるとおり簡潔な記載が可能であることから、国庫補助金の交付手続きにおける事務負担軽減の一環として、繰越しガイドブックや繰越し制度の周知を含め丁寧な対応に努めたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

183

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

就学前児童に対する補助金の一元化等

提案団体

鳥取県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の運営費は内閣府で一元化されているが、施設整備に係る補助は、施設種別によって所管省庁が分かれ、単価や交付率の違いが生じるなど統一的かつ迅速な対応ができない。
加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており交付決定日が別々である等、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題があり事務負担が大きくなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内閣府に一元化されることにより、煩雑な按分計算や交付率の差異がなくなり、補助事業者の理解が得られやすい制度となる。また、行政担当者においても、事務手続きが大幅に効率化され迅速な対応が可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、秋田県、茨城県、栃木県、前橋市、千葉県、千葉市、神奈川県、山梨県、浜松市、愛知県、豊橋市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、西宮市、徳島県、愛媛県、西条市、長崎市、熊本市、宮崎県、指宿市、沖縄県

○幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省（保育所等整備交付金）、教育機能部分は文科省（認定こども園施設整備交付金）からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。また、事業費を定員や面積で按分したり、省庁で市債充当率が異なったりと手続きにおける事務が煩雑している。

○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害査定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。

○同一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業では、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し協議を1回遅らせた事例がある。

その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。

○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。

特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。

よって、交付金が内閣府等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。

○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空調の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では、認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなければならず、手続きに時間要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。

○当市においても保育所、幼稚園、認定こども園等の施設区分において所管省庁との折衝、調整が発生しているが、各省庁の制度ごとに内容や事務手続きが異なっているため、複雑かつ煩雑な事務作業が発生している。

○当市では、事前協議の際は、県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別様式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要す。

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。

○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。

○認定こども園建築の場合、厚労省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が不要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。

○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して国に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがある。

2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。

○ 厚生労働省と文部科学省の双方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産処分の考え方、2カ年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、煩雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。

交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。

○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑

○・認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。

・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくく制度となっている。

各府省からの第1次回答

認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、

・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底

・協議様式の統一化

・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化

等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。

今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

なお、間接補助となっている認定こども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の補助事業もあるた

め、市町村への直接補助への変更は困難であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事務手続きについては、一定の負担軽減を図っていただいているところであるが、認定こども園に係る施設整備の事務手続きにおいては、同一の施設整備に対して、別々の省庁から直接補助と間接補助という方法により2種類の交付金が交付されていることによって、統一的かつ迅速な対応ができないなどの問題が現在も生じている。

このたびの提案は、法人・地方公共団体の事務手続きの負担軽減と安定的な財源確保による円滑な施設整備に繋がるとの認識で提案を行ったものであるため、事務負担の軽減に加え、関係府省から「内閣府への一元化」に対する見解についても回答いただきたい。

なお、都道府県と法人間の補助事業も行っている認定こども園施設整備交付金の整備事業のメニューについては、内閣府への一元化の際に補助スキームの検討ができるものと考えるのでご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【西宮市】

左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。

【徳島県】

厚生労働省所管の補助金(例:保育対策総合支援事業費補助金)においては、都道府県及び市町村への直接補助が可能な事業もある。

したがって、認定こども園施設整備交付金についても、都道府県と法人間の補助事業(都道府県直接補助)に加え、市町村と法人間の補助事業(市町村直接補助)を実施することも可能でないかと考える。

【茨木市】

更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。

【大阪府】

回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとはいえるが、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。

申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。

【熊本市】

事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方債充当率、本体工事費などの加算について両省で考え方が異なることにより事務処理や予算積算が煩雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定こども園に対する交付金を一本化していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の施設整備交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、施設整備交付金の一本化などを進めること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

施設整備交付金の一本化にあたっては、組織や人材、予算等の点で大幅な見直しが必要であるなど、課題があるものと考える。

認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、

- ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底
- ・協議様式の統一化

・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。なお、間接補助となっている認定こども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の補助事業もあるため、市町村への直接補助への変更は困難であると考える。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。

[措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]

また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

「児童福祉法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 47 号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。
現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することではなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るために代替措置を講じられたい。)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成 26 年 12 月 26 日付け雇児母発 1226 第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成 28 年 2 月 2 日付け健難発 0202 第2号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、群馬県、高崎市、千葉市、豊橋市、大阪府、豊中市、高槻市、広島市、高松市、西条市、高知県、福岡県、久留米市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

○高額療養費適用区分においては、照会の回答を受け取るまでに一定期間を要することから、受給者へ早期に受給者証を交付することができず、結果的に償還払いの対応となり、市民に一時的な負担を強いることとなるうえ、事務量の増加原因にもなっている。

○当市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中に世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体、保険者、医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する(概ね2~3週間程度)ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することではなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るために代替措置を講じられたい。)

○県から当市に対する小児慢性特定疾病対策事業に係る高額療養費摘要区分の照会は、令和元年度では8件となっている。件数的には、保険者の事務の負担になるほどの件数ではないが、照会を省くことができれば、受給者証の発行までの期間短縮が見込まれる。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回(6月)に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○当市でも高額療養費の適用区分の照会に時間を要し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行が半月程度更に要していることから、適用区分欄が削除され、その代替として各医療保険者から発行される限度額適用認定証を医療機関が確実に確認するという対応の方がより正確で望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

都道府県等において小児慢性特定疾病的医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することをしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。

限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性

特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されるところ、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続き負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。

また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。

限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考える。

②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続き負担が生じること」に関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。

高額療養費の所得区分を使用しない受給者、自治体及び保険者の負担を勘案すれば、当該事務の廃止は妥当であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。

【豊中市】

①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。

②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中旬に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)

このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知りたいうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

一

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

○医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において小慢の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者(受給者)が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であると考える。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。

なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」(昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知)等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(2)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

小児慢性特定疾患の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債債務手続きの簡略化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

財務省、文部科学省

求める措置の具体的な内容

補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。

具体的な支障事例

文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造成事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから（当該年度未契約事業（未契約繰越し事業）も可能）、繰越・翌債債務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由とする繰越し理由書を財務省に提出する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

繰越し理由書の作成の負担が軽減される。

根拠法令等

財政法 43 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

弘前市、宮城県、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、富士市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、長崎市、大村市、壱岐市、宮崎市

○繰越し・翌債債務の手続は毎年3月にあり、補助金の実績報告等が繁忙期に重なることから多忙を極めている状況である。

○当市でも、補正予算により内定を受けた学校施設環境改善交付金において、年度内の事業完了が困難な場合は繰越し手続きを行っている。特にロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業など、市内全校を対象とした事業においては、繰越し事由が同一であっても、1校ずつ調書を作成する必要あり、膨大な事務処理作業を要する。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化していることに加え、年度後半に当初予算として事業の追加内定がされ、財務省への繰越し事が煩雑化している。

○前倒しで補助を受けたことが繰越し理由にもかかわらず、繰越し理由書には、それ以外の理由をつけて提出する

必要があるため、制度改革が必要であると考える。

○当市においても、学校施設環境改善交付金大規模改造事業(トイレ)において、国の補正予算により前倒し実施の採択を受けた事業が過去に存在した。

当然のことながら、その時点から事業を開始した場合には、当該年度内での事業完了は困難を極めることとなり、事業費を翌年度に繰り越すこととなる。

この際、提案にもあるとおり、補正予算を理由とした繰越は認められないことから、繰越理由書の作成に苦慮した経験がある。

○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債債務が発生することになる。

そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。

各府省からの第1次回答

補正予算については、地方公共団体の申請に基づいて採択しているところであるが、地方公共団体の求めに応じて当初予算の確保に努めてまいりたい。また、国庫補助金の交付手続きにおける事務負担軽減の一環として繰越し制度の周知を含め丁寧な対応に努めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

繰越し制度の周知については、事務手続きの理解を深めるための説明会が定期的に開催されていることは承知しているが、年度途中の補正予算成立が定例化し、採択事業については繰越せざるを得ない事案が数多く生じる中、本市としては事務手続き自体の簡素化を求めるものである。特に、現状では「計画に関する諸条件」として繰越理由の類型化がなされ、一定の事務効率化が図られているとは言え、加えて詳細な事由記載を求められることで実質的に負担が生じていると考えており、この事由記載部分の省略による事務軽減を図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

--

各府省からの第2次回答

繰越理由書の「繰越事由」欄への記載については繰越しガイドブックの例にあるとおり簡潔な記載が可能であることから、国庫補助金の交付手続きにおける事務負担軽減の一環として、繰越しガイドブックや繰越し制度の周知を含め丁寧な対応に努めたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

209

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

新制度未移行幼稚園の利用者が月途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の施設等利用費の日割り計算に係る事務負担軽減

提案団体

豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、毎月1日を基準日とし「月」単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。

具体的な支障事例

「子育てのための施設等利用給付」に係る認定に当たっては、「月」単位ではなく、「日」単位での認定となる。新制度未移行幼稚園の利用者が、月の途中で他市町村へ転出した場合、改めて転出先の市町村が認定のうえで施設等利用費を支給する必要があるが、転出前後の支給額は日割り計算により算出するため、転出があった場合、その月の当該幼稚園の行事等に伴う日曜日や祝日等の開園状況やその振替による平日の休園等を確認し、転出前後のそれぞれの日数に応じて算出する必要がある。また、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-29」において、国は日割り計算を共通した法則のもとで実施することにより市町村間の日割り計算に係る連絡調整は不要としているが、転出前後の市町村で過給付を防止するため、確認の必要がある。

したがって、月の途中の市町村間の転出入に伴う日割り計算の事務の軽減のため、在園しながら転出した場合は、「日」単位ではなく、毎月1日を基準日として、基準日に居住する市町村が当該月に係る施設等利用費の全額を支給する取り扱いを認め、事務の簡素化を図っていただきたい。

「参考」

件数 月5件程度

・事務量(異動前後の市町村でそれぞれ必要)

異動情報の把握 3時間／月

1件の対応時間 2時間(日割り金額の算出・幼稚園との調整・相手方市町村との調整)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の利便性の向上・事務負担の軽減

根拠法令等

子ども・子育て支援法、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滝沢市、郡山市、須賀川市、川越市、蓮田市、柏市、目黒区、高崎市、浜松市、京都市、西条市、鹿児島市、指宿市

○保護者からの転居の申出遅れにより認定期間に空白を生じるケースや、特に転居元の自治体となった場合に認定取消通知書等の発行が転居後となり相手方の転入手手続きに間に合わないケースなどが生じており、月途中の転出入において切れ目なく給付を実施するためには自治体の事務負担が大きいと考える。

○未移行の幼稚園に通園している児童の転園を伴わない転出入において、市区町村で住民異動の把握を遅らなくておかないと、市区町村間の請求内容に過誤が生じる可能性があり、事務処理が更に複雑化になる。当市ではシステムで住民異動の情報が抽出出来ないので毎月適宜全件児童の住所異動照会を行っている。この作業が事務負担となっているため、月の初日在籍で月単位の給付費の支給を可能にしたい。

○当市も同様に市町村間の確認作業等に時間を要していることから基準日を設けることにより、事務の負担軽減に資するものと考える。

○当市でも同様の事例が出ており、特に年度末の転出入が多く、年度末の事務の煩雑さに加え、広域利用により事務量が増加する。全国統一で毎月1日を基準日とすれば、日割計算する必要もなく、未移行幼稚園及び市町村の事務負担の軽減につながる。

○転出入の事実が把握できるのが事後であることが殆どのため、その都度精算することとなる。その際の日割り計算については内閣府が示すFAQで見解が示されているものの、その運用や開所日に関する考え方については地域毎、市区町村毎に異なっており、その調整に手間取っている。また、複数市から利用者を受け入れている施設ではそれぞれの運用方法に従わねばならず、事務が煩雑となっている。

また、日割り計算となることで、10円未満が切り捨てとなることから、ひと月丸々在籍しているにも関わらず、その月の施設等利用費を満額給付を受けることが出来ない。

【当市の現状】

■転出入(日割り計算)発生件数

例月(5、6、9、10、12、2月):少なくとも、それぞれ5件程度

夏季・冬季休業(7、8、12、1月):それぞれ20件程度

年度末、年度当初(3、4月):40件程度

■1件当たりの処理時間

既存園:2時間程度／新規対象園:最低3時間程度(制度の説明、今後の手続きも含めての対応となるため)

■所要時間

①例月:5件×2時間×6か月=少なくとも60時間程度

②夏季・冬季休業:20件×2時間×2(夏・冬)=少なくとも80時間程度

③年度末、年度当初:40件×2時間=少なくとも80時間

④年間(=①+②+③):少なくとも220時間

○住所変更は転入後14日以内に手続きをすることとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を受けるため、認定開始日を申請日より遡及しない旨の国の取り扱いによると転入日と認定起算日が一致することは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならない。

転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合の案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。施設等利用費が月上限額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向けFAQでは市町村間での調整がついた場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の1日の基準日として月割りでの算定とする取り扱いを可能としていただきたい。

○子育てのための施設等利用給付が日単位での認定とされたことにより、年度途中転出入者の施設等利用費の算出のため幼稚園へ開所日数の確認、重複給付をさけるため転出入先自治体との調整業務、日割り金額算出後の検算作業など、事務負担が増大している。園児保護者にとっても認定日の遡及が出来ないため、転出入の届出後、速やかに認定の申請を行う必要があるなど不利益が生じやすい制度となっている。

月単位の認定に改正するなどし、事務の簡素化及び園児保護者の利便性向上を求める。当区において日割り計算が必要となる件数 月12件程度

○特に年度末の異動について日割り計算とすると、結果的に対象者への給付の遅れの原因となる。

住民サービスは居住地自治体が負担することが一般的であり、国費は結果的に変わらないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。例えば、1日しか居住していない自治体が30日の業務・費用を負担することのアンバランスさを踏まえると、単に月の初日を基準にすることは不適当と考えられる。

幼児教育・保育の無償化は昨年10月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に関する市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。

ただ、本提案と同様の転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を発出して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となつており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。

本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、関係自治体間で合意した場合における月割り計算による給付の認容を求めるものであり、日割り計算による給付からの全般的な月割りによる給付への移行を求めるものではないことから、月割り計算の取り扱いについてご検討いただき、お認め願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川越市】

「子育てのための施設等利用給付」については、在園したまま市区町村が変更したとしても、保護者が園に住所異動をしたことを伝えずにいることがある。そのような場合、転出元の自治体で給付費の支払いを行うにあたり、資格を確認すると既に転出していて、そのことを園に伝えたとしても、既に転出してから日が経過していることから、転出先の自治体で遡及しての認定が受けられず、認定空白期間が出来、保護者が支払いをしなくてはいけなくなるケースがある。

「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-57」において、卒園児に係る3月の月途中については、認定期間の重複がないよう調整する必要はあるものの、転出元自治体でも支給は可能であるとされている。保護者側、園側、自治体側全てにおいて月割りにて処理することにより負担が軽減されることになる。

地方六団体からの意見

一

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○新制度未移行幼稚園を利用した場合における施設等利用給付については、月割りにする方向で整理・周知したいとの説明があったが、早急な対応が必要であり、今後のスケジュールについて示していただきたい。

○認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設や預かり保育事業等についても月割りとすることが可能か検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

<新制度未移行幼稚園について>

新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、教育・保育給付と同様に、当該市町村間で調整がついた場合には、月割りの取扱いとして差し支えない旨を「幼児教育・保育の無償化に関するFAQ」に追加し、なるべく早期に、遅くとも10月中には各自治体にお示しする方向での対応を予定している。

<新制度未移行幼稚園以外の施設・事業について>

認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設・事業については、新制度未移行幼稚園とは異なり、①必ずしも毎日利用するとは限らず、地方自治体において利用実態を個別に確認する必要があること、②特に認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の4施設・事業については、制度上、月額3.7万円の上限額の範囲内において、複数サービスの利用が可能となっており、その観点からも個別の利用実態の確認が求められることから、施

設・事業の性質上、また施設等利用給付の制度上、新制度未移行幼稚園と同様に扱うのは困難であると考える。

また、本年7月に市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)に、本件についてお諮りした際にも、新制度未移行幼稚園については、月割りの運用も可能であると思うが、施設等利用給付すべてにおいて月割りを可能とすると、かえって調整事務が増大してしまい事務の負担軽減と逆行する形になるとの意見も複数提起されており、現場の声という観点からも慎重な検討が必要であると考える。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(8)子ども・子育て支援法(平24法65)

(iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ2020年10月30日版)]

(関係府省:内閣府、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

222

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

「高等学校等就学支援金」は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する、法律に基づく制度である。

受給要件として、保護者等の住民税のうち市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算額が 50 万 7000 円未満であること等が定められている。

受給資格の確認のため、当県ではこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー法別表第二の項番 113 に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。

【支障事例】

マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。

上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。

結果として、市町村がこのような照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくは「Null」等で登録されており、所得要件を確認することができない。

そのため、当県では、上記の方については、住民税の課税額の確認のため、「生活保護受給証明書」、または「非課税証明書」の提出を求めており、申請者の負担となっている。

結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。

本来は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えるが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。

高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、福島県、須賀川市、栃木県、新潟県、新潟市、豊橋市、兵庫県、徳島県、高知県、鹿児島県

○高等学校の事務担当者は短期間で申請された添付資料の確認が必要となることから、マイナンバーの利用ができることは必要である。

○当県においても、マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯の課税情報の取得でエラーになるなど支障が生じている。そのため、申請者がマイナンバーを提出する場合であっても「生活保護受給証明書」の提出を求めており、申請者への負担が生じている。マイナンバーを利用した情報照会により「生活保護関係情報」を取得することで、申請者及び行政側の負担を軽減することができる。

○当県においても、生活保護世帯が「Null」又は空欄で表示され、住民税の課税確認ができないため、保護者や市町村に確認を要する等業務に支障をきたしている。

「生活保護関係情報」の取得により、確認業務が軽減化できる。

○当県においても、平成31年度からマイナンバーによる情報照会を開始しており、生活保護受給世帯、無職無収入等無申告による非課税者の地方税関係情報の取得に支障が生じている。

○当課においても、「高等学校就学支援金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、地方税情報が未登録となっている申請者については、改めて税申告を行うか、課税証明書等の再提出を依頼しているため、本提案により、申請者、行政の負担軽減につながる可能性がある。

各府省からの第1次回答

御指摘のとおり、高等学校等就学支援金の支給に関する事務においては、情報照会により「生活保護関係情報」を取得することができない状況であるが、これを改善することにより、申請者及び行政の負担軽減につながるものと考えられる。

このため、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げる。

今後は、申請者及び行政の負担軽減のため、早期に生活保護関係情報を取得できるよう対応をお願いしたい。また、本県においても、受益者（申請者）が制度改正による効果（負担軽減）を得られるように国と協力していかたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

高等学校等就学支援金の支給に関する事務において、マイナンバー制度による情報連携で「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、法改正に向け、関係省庁、支給権者である都道府県等と速やかに調整を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答のとおり、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(9)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)による高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の113)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。

(関係府省：内閣府、総務省及び厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

「奨学のための給付金の支給に関する事務」において入手可能な生活保護関係情報の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して、生活保護情報の情報照会を行った場合について、生業扶助(高等学校就学費)の情報を一律取得できるような措置を行うこと。
具体的には、生活保護法に基づく生業扶助情報を保護者(親権者)のマイナンバーに紐づけるよう規定すること。なお、親権者が不在の場合には、生徒本人のマイナンバーに紐づけること。

具体的な支障事例

【現行制度】

「奨学給付金」は、高校生のいる生活保護受給世帯等に対して、授業料以外の教育費(学用品等)を支給する制度である。

「奨学給付金」の給付単価を決定するにあたり、「奨学のための給付金交付要綱」に基づき、生活保護法に基づく生業扶助(高等学校就学費)の受給の有無を確認する必要がある。

そのため、当県ではこれまで生活保護受給世帯に対して、「生業扶助受給証明書」の提出を求めてきた。

しかし、平成31年4月から、「マイナンバー法」及び「当県マイナンバー条例」に基づき、「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して生活保護情報を取得することが制度上では可能となった。

【支障事例】

生活保護法に基づく生業扶助の受給情報は、福祉事務所によって保護者に紐づいている場合と高校生本人に紐づいている事例がある。

この場合、「奨学給付金」申請者となる保護者から取得したマイナンバーを利用して福祉事務所に情報照会を行っても、高校生本人に生業扶助の受給情報が紐づいている場合は、生業扶助の受給情報が確認できない。

そのため、当県では、現状においても、「生業扶助受給証明書」の提出を申請者に求めており、申請者の負担となっている。

加えて、申請窓口の高等学校においても、事務職員による添付書類の確認や、不足書類の提出依頼などが必要となり、負担となっている。

結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。

(参考)過去3年間 当県での生活保護受給世帯に対する「奨学給付金」支給件数

H29:1,652件 H30:1,626件 R01:1,421件

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「奨学給付金」申請者から取得したマイナンバーを利用して、生業扶助の受給情報が一律照会できるようになる。結果として、受給証明書の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発

行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。

根拠法令等

奨学のための給付金交付要綱別表、生活保護法第 36 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、兵庫県、鳥取県、高知県

○当課においても、「奨学給付金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、生業扶助の受給情報が一律に照会できるようになれば、申請者、学校、福祉事務所、行政の負担軽減につながる可能性がある。

各府省からの第 1 次回答

マイナンバー情報連携システム上は、生業扶助により就学等している者（以下、「生徒」という）を明確化できるよう、基本的には生徒が個人単位で登録されているものと承知している。このため、生徒本人のマイナンバーを合わせて取得することにより、現行においてもマイナンバーを利用した情報連携が可能である。

一方で、奨学給付金制度においては、親権者である保護者等（保護者等がいない場合は主たる生計維持者等）の課税状況を確認することになっているため、現状は、給付事務において、生徒本人のマイナンバーは取得できないこととなっている。したがって、次年度の取扱いにおいて、生業扶助の受給情報が生徒本人に紐付いている場合には、生徒本人のマイナンバーを取得することも可能とする。

なお、生活保護制度においては、住民票上の世帯状況にかかわらず、同一の住居に居住し、生計を一にしている者を同一世帯と認定しており、かつ、同一世帯に属していると認定されるものでも世帯の状況等を考慮し、法の目的を実現できないと認められる場合に世帯分離の取り扱いをしており、その結果、必ずしも親権者が生徒本人と同一世帯として保護の対象になるものではないことから、親権者のみのマイナンバーによって生業扶助の受給の有無を確認することとした場合、こうしたケースでは生徒本人の生業扶助の情報の確認が不可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

御提示いただいた対応では、支障を解消することは困難と考える。

生徒本人のマイナンバーを取得することを可能とすると、申請時には行政及び申請者とも生業扶助情報が紐づいている世帯員が判別できないため、生業扶助を受給していない生徒のマイナンバーを取得する可能性があり、不要な者のマイナンバーを取得してしまうことになりかねない。（マイナンバー法の趣旨に反する可能性がある。）

また、不要なマイナンバーを取得しないために、親権者のマイナンバーで情報照会した結果、生業扶助の確認が取れなかった場合に、追加で生徒のマイナンバーを提出してもらい情報照会することは、審査期間の長期化につながり奨学のための給付金の支給時期が遅くなってしまい、申請者の負担の増加につながる。

さらに、生活保護世帯は、一般的に奨学のための給付金の他、「高等学校等就学支援金」を申請する。

本年の提案募集で、本県が「就学支援金事務」において親権者のマイナンバーを利用して生活保護情報を取得できるよう提案したところ、提案の実現に前向きな回答をいただいている。

親権者に生業扶助情報が紐づけられる利点として、「就学支援金事務」で取得した親権者のマイナンバーを本事務でも活用することが可能となり、行政及び申請者の負担を軽減できることが見込まれる。

以上のことから、本県では親権者（世帯主）及び生徒本人のマイナンバーを取得することを可能とする措置について希望しない。

なお、生活保護法上の世帯分離の事例を挙げられているが、世帯主（親権者）と生徒本人（高校生）の世帯分離は、世帯主に稼働能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない場合等に認められる、極めて例外的な取り扱いであり、世帯分離を受けている事例はほぼないと考える。例外的な取扱いである世帯分離を理由に一律紐づけを行わないのは消極的な理由に過ぎない。申請者及び行政の負担軽減の積極的な実現を図るべきである。

今年度の「骨太の方針」において、申請書類の可能な限りの縮減を含め、デジタル化の加速が最優先課題と位置付けられている。

本提案もデジタル化を加速するものと考えている。行政（福祉・教育）、また申請者の負担軽減に資するよう、積極的な検討を求めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

（この部分は、提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点を記載する欄ですが、本文中に記載されていません。）

各府省からの第2次回答

生業扶助として支給される費用には、「高等学校等就学費」以外にも「生業費」、「技能習得費」等があり、親権者が「技能習得費」、生徒が「高等学校就学費」をそれぞれ受けている世帯もあるため、それらの混同を避けることが必要である。このため、「高等学校等修学費」の情報について、親権者のみに紐付けることは困難と考えている。

また、親権者と生徒が別居をしている場合、生徒が「高等学校等就学費」を受給していても、親権者は生活保護を受給していないケースがある。この場合、親権者のマイナンバーでは受給状況を確認することができないため、高校生等奨学給付金の認定においては、親権者ではなく生徒本人の状況を確認する必要がある。

こうした状況を踏まえ、「高等学校等就学費」のマイナンバー利用については、生徒本人のマイナンバーを用いて情報を照会する運用を着実に行うため、厚生労働省においては、「高等学校等就学費」の情報の生徒本人への紐付けを確実に行うよう各自治体に周知し、文部科学省においては、高校生等奨学給付金について、生活保護世帯として申請をする場合は、マイナンバーで確認する場合であっても、生活保護受給証明書で確認する場合であっても、生徒本人の受給状況を確認するよう、手引き等を改めることとする。

なお、就学支援金事務において収集したマイナンバーカードの写し等はあくまで当該事務の手続きのために得られたものであり、奨学給付金事務に流用することは認められない（ただし、両事務の申請を、同じ窓口で同時に受け付ける場合において、あらかじめ利用目的を明らかにした上で両事務に兼ねるものとして収集することは可能。）。

令和2年の方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(15) 高校生等奨学給付金

高校生等奨学給付金については、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助（高等学校等就学費）の受給の有無を確認できることを明確化するため、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引き」（平26文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）を令和2年度中に改正する。また、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（関係府省：厚生労働省）

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

226

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

史跡等購入費国庫補助で取得した土地の活用範囲の明確化

提案団体

太宰府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「史跡等購入費国庫補助要項(以下「要項」とする)」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や獸による掘り起こしなどから史跡等を守る(保存する)ため、保存を目的とした財源を得るために史跡等の活用の範囲について明らかにする。

現在の要項の第1項(趣旨)においては、「保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助」と定められているため、これにより取得した財産を活用して保存のための財源とすることは、補助金適正化法第22条に定める「目的に反した使用」にあたるとされて認められない場合があるが、例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあたらず認められるものと考えられる。法律上及び要項上認められる史跡等の活用の範囲が明らかにされれば、それに照らして文化庁が(「文化財保存活用地域計画」等の認定過程において)自治体の行う史跡等の活用の可否を判断することができるようになり、自治体が史跡等の活用により自主的に財源を確保することが可能となることで、要項が目指す「保存のため」という目的をより達成しやすくなる。

具体的な支障事例

当市の史跡面積は、4.85 平方キロで市の面積の約16%を占め、年間 6,000 万円の史跡保存のための費用(内3%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度の柔軟性を促すことで、史跡保存のための財源を確保する作業に結びつけることができるとともに、史跡に隣接する住民生活の安全性確保のための財源や来訪者が及ぼす住環境悪化を改善する取組への財源確保の道が開ける。

加えて、史跡保存活動として育ち始めた市民力で行う活動も意欲向上につながるとともに、史跡の保存活動によって生じる廃棄材の再利用を通して、ふるさと納税や史跡保存協力金などの寄付行為を媒介とし、活動への支援や活動に参画する市民の居場所づくりにもつながってくる。

根拠法令等

文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川越市、相模原市、鎌倉市、新城市、米子市、徳島市、福岡県、久留米市、柳川市、壱岐市、宮崎県

- 近年の台風などによる大規模な倒木などが発生しているため、撤去などの処理が増加している。
- 当市の国指定史跡面積は、2.15 平方キロで市の面積の約 5.4%を占め、年間約 1 億 5 千万円の史跡保存のための費用（内 53% が補助事業、それ以外は市単独費）を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与える。
- 太宰府市の提案のとおり、目的外使用の可否の判断を明確にしていただき、公開活用における使用料など史跡保存における財源確保を図りたい。
- 当市も史跡の保存のために継続して国庫補助事業による史跡の公有化を進めて来ており、現在、22 万 m² を超える広大な史跡地を管理している。適正な史跡管理のために経常的に発生する年間の管理費の確保も、近年の厳しい財政状況の中で大きな課題となってきていている。また、増加する大雨等の災害や、イノシシ等の獣害など、頻繁に発生する対処が必要な課題は、史跡地内にとどまらず、史跡地が原因となる周辺民有地への被害等も発生している。

各府省からの第 1 次回答

「求める措置の具体的な内容」で例示されている、「史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等すること」については、収益を史跡の管理費等に充当する場合は補助金適正化法上の目的に反した使用には当たらないものとして取り扱っていますが、類似のケースを含め地方公共団体によっては抑制的に解釈している場合もあるものと考えます。
御提案を踏まえ、史跡等購入費国庫補助により取得した土地の活用範囲については、活用可能な場合の例を示すなど、その明確化に努めてまいります。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「活用可能な場合の例を示すなど、その明確化」の内容について、例えば、間伐材等の管理伐採や駆除が史跡保存のため「やむをえず」生じたものか、恣意的に必要以上に伐採等したものでないかを判断するための考え方や留意点に関する明確化、さらにはこれらの行為で得た収益を史跡の管理等に充当しない場合は目的外使用になるのか等について明確化をお願いしたい。
一方で、地方自治体が置かれた歴史的・社会的環境によって多様な状況が想定されるため、一般化が難しいものについては可能な限り多くの具体例を提示していただきたい。その上で、個々の地方自治体が「活用可能な場合」に当たるかどうかの判断に迷う場合に、当該自治体の置かれた状況に寄り添って考えていただく方策、例えば、文化財保護法第 183 条の 3 に規定されている『文化財保存活用地域計画』の策定時にご確認いただくなどの方策をご提示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川越市】
史跡活用については多様な例示をいただくとともに、より柔軟な補助制度の充実に期待します。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 補助金適正化法上の「目的に反した使用」ではない管理行為により発生した副産物（間伐材等）を活用して得られた収益は、史跡の管理費等に充当しなくとも、同法上問題ないのではないか。
- 史跡の管理費等に充当しなければならないのであれば、その理由を示すとともに、「史跡の管理費等」の範囲について、具体例を示しつつ明らかにすべきではないか。
- 間伐材等が「やむをえず」生じたものかを判断するための、考え方や留意点を明らかにすべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

（補助金適正化法の適用について）

史跡等購入費国庫補助事業により取得した土地において、管理・整備のために伐採等を行うことは、補助金適正化法第 22 条に規定する補助金等交付の目的に反した使用には当たりません。さらに、間伐材等は土地から離れた動産であるため、同法同条に規定する「財産」に当たりません。このため、当該間伐材等を加工・販売す

る行為については、その収益の使途に關わらず、同法同条に規定する補助金等交付の目的に反した財産処分には該当しません。

(伐採等の妥当性について)

史跡指定地内の木竹の伐採等は、文化財保護法及びその施行令により、市町村教育委員会による現状変更の許可の対象となっています。当該許可を行うにあたっては、伐採等が史跡の管理・整備に必要な行為であるかどうかについて、当該史跡の保存活用計画で定める基準等により判断されるものと考えられ、当該許可を得て行われる行為であれば、基本的にその妥当性について問題はないものと考えております。

(今後の対応について)

史跡等購入費国庫補助事業により取得した土地の活用可能な範囲については、具体例を交えながら、わかりやすく考え方を示していきたいと思います。

また、今回ご提案いただいた「文化財保存活用地域計画」の策定時に限らず、個別の文化財の「保存活用計画」の策定、各種会議や補助金業務等の各種事務手続きを通じて、日頃より都道府県・市町村の担当者とやり取りしているところであり、ご不明な点があればいつでも御相談に乗ってまいりたいと思います。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(11) 史跡等購入費補助金

史跡等購入費補助金により取得した土地の活用については、以下の措置を講ずる。

・文化財保護法(昭25法214)125条に規定する現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により生じた木材等を加工・販売する行為については、当該行為により得た収益の使途にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)22条に規定する補助金等の交付の目的に反した使用(以下この事項において「目的外使用」という。)には当たらないことを、全国会議を通じて地方公共団体に周知する。

[措置済み(令和2年11月26日・27日埋蔵文化財・史跡担当者会議)]

・上記のほか、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用について、目的外使用に該当するか否かを地方公共団体が判断するに当たって参考となる事例を交えた質疑応答集を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

250

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化

提案団体

三田市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

- ・要保護児童生徒援助費補助金(文部科学省)の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化
- ・本補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者のうち、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準にかかる判断手法を明確にすること。

具体的な支障事例

【現行制度の概要】

・本補助金は、市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒(要保護児童生徒)の保護者に対して必要な援助(就学援助)を与えた場合、費用の一部を補助するものである。「現に生活保護を受けている世帯(被保護世帯)」の他、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を対象とすることができる。

【支障事例】

・昨今、子どもの貧困問題や生活困窮者自立支援への対応について社会的ニーズが高まっている。国庫補助金を活用して、より一層積極的な支援を行っていきたいと考え、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」にかかる適用条件について、文部科学省に見解を求めたところ、以下の内容でご教示いただいた。

対象となる世帯は、「不動産を所有している者については、不動産等の資産を処分したとしても生活保護の基準を満たしている者」、もしくは「不動産等の資産を所有していない者であることの確認ができる者」である必要がある。

実際に、この基準に基づき判断するにあたり、不動産を所有していないことや、処分したとする場合の判断手法等について、疑義が生じる点もあるため、具体的に示していただきたい。

経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者への支援を行うことで、子どもの教育環境を保障する当該補助事業の趣旨を鑑みると、判断手法等についても、保護者へ過度な負担を求めることなく、また事務の簡便さも一定必要であると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・昨今、子どもの貧困対策が求められているが、市の財政的な問題から、就学援助の支給拡充が困難な状況にある。基準にかかる判断手法が明確になり、基準に該当する者に対する就学援助に係る費用の一部について、本補助金として交付を受けることができれば、この分を就学援助の支給拡充に充てることが可能となる。

根拠法令等

- ・教育基本法
- ・特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、八王子市、相模原市、新潟市、春日井市、新城市、福知山市、徳島県、久留米市、熊本市

○当市における要保護児童生徒援助費補助金の申請にあたっては、「現に生活保護を受けている世帯」のみの申請を行っているところである。「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準が曖昧なため、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒に対して必要な援助（就学援助）を与えたとしても、その全ての対象者の資産状況等を調査する（提出を求める）ことは困難である。

○過日、当市から京都府に当該対象者について問い合わせたところ、次のとおり回答を得た。

「文科省においても明確な定義はしていないが、想定しているのは以下の2点である。

ア 生活保護を一時停止している世帯

イ 自治体として生活保護受給を打診しているが、何らかの事情で拒否するなどして申請をしていない世帯これら以外にも該当しそうな事例があれば、その際に個別に相談いただきたい。」

よって、当市は不動産の有無等を判断材料としておらず、文科省が三田市へ回答した内容と齟齬が生じている。

対象者を明確にし、全国的に統一した見解を示すことを求める。

○「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の判断が難しく、現時点該当世帯はないが、準要保護認定者として判定している可能性がある。

各府省からの第1次回答

要保護児童生徒援助費補助金交付要綱では補助対象事業を「市町村が、当該市町村に住所を有する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して、…支給する事業…。」と定めている。

「生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるもの」（「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を含む）の判断手法は、生活保護法第19条に基づき、保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断手法と同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の判断手法は、生活保護法第19条に基づき、保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断基準と同様であるとのことですが、他自治体への回答の事例として、想定している対象者は「生活保護を一時停止している世帯」「自治体として生活保護受給を打診しているが、何らかの事情で拒否するなどして申請をしていない世帯」という内容もあり、判断に苦しんでいる。

具体的に、認定の際に、どのような手法や基準を用いるか、明確にし、各自治体での判断基準に差が生じることのないよう、要保護児童生徒援助費補助金交付要綱等により明確に周知願いたい。

また、「保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断方法と同様である」のであれば、生活保護の実施機関と同様の調査権限が就学援助の実施機関にもあることを明確にしていただきたい。同様の調査権限があることを明確にできないのであれば、保護の実施機関と同様の判断手法で判断することは困難であることから、同様の調査権限がなくとも判断できる基準、手法を具体的に示していただく必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

現に生活保護を受給していない者を要保護児童生徒費補助金の対象にするためには、生活保護法における保護の実施期間が要否判定する際の判断基準と同様の基準で、保護を必要とする状態にあるかを判定する必要があるとのことであるが、生活保護における判断基準と同様の基準で判定するためには、生活保護の開始時と同様に、資産の状況についての調査が必要になるものと考える。

そこで、以下の事項について、その適否をお示しいただきたい。

また、いずれも不適の場合は、調査の手法について、具体的に教示いただきたい。

1 生活保護法第28条に基づく報告と同様に、対象者に通帳や保険証券等の資産に関する資料の提出を求める

2 生活保護法第29条に基づく調査と同様に、銀行、信託会社等に対して照会し、報告を求める

3 上記1・2の報告、調査を、保護の実施機関以外の機関等が行うこと

4 保護の申請がない者について、上記1・2の報告、調査を、保護の実施機関が行うこと

【福知山市】

「保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断手法と同様」とありますが、京都府を通して貴省庁から回答があったとおり、一時的に保護の基準を超過した世帯である保護世帯についても、経済的に不安定で支援が必要な世帯として補助金対象に含むという解釈でよいのか。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案内容が、現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

生活保護法第6条第2項の「要保護者」について、生活保護制度においては、申請保護の原則により、保護の申請を受けて保護の実施機関が調査を行い、「保護を必要とする」と判明した者を「要保護者」と認定し、保護を開始している。

一方、こうした調査権限は就学援助の実施機関には無く、「要保護者」に該当するか否かを判断することは困難であるため、必要に応じて福祉事務所の長等との連携を図るよう、毎年度通知しているところ。

なお、事業計画書の「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」欄は、事業計画書提出時には生活保護受給の有無が判明していない世帯がいることが想定されるため、設けている欄である。

提案を踏まえ、今後は上記内容が明確となるよう事業計画書の様式見直しを行う予定。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(12)要保護児童生徒援助費補助金

要保護児童生徒援助費補助金については、補助対象見込額の算定のため地方公共団体が提出する事業計画書の記載方法が明確となるよう、令和3年度事業から事業計画書の様式を見直す。

(関係府省：厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

256

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

幼児教育・保育の無償化に伴う認定において、月割りの取扱いを可能とする。

具体的な支障事例

現行では、幼児教育・保育の無償化に係るFAQ4-11において、「施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません」とされ、遡及認定はできないと規定されている。また、FAQ7-16においては、「認定区間に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないよう、両市町村と在籍園の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします」ともされている。しかし、保護者の申請するタイミングによっては、認定期間に空白が生じることがある。例えば、児童の転園を伴わない転入の場合、申請手続きが転入日より後になり認定期間に空白ができ、保護者が実費で保育料を負担することになるといった事例が多い月で20件程度発生している。そのため、教育保育給付認定のFAQ-419のとおり「当該市町村間で調整がついた場合には、月割りの取扱い」とすることはできないか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

利用者の利便性向上に資する。

根拠法令等

子ども・子育て支援法等、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について（通知）」（令和元年9月13日）第3の1の（3）、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滝沢市、郡山市、前橋市、高崎市、館林市、蓮田市、千葉市、柏市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、香芝市、西条市、宮崎市、鹿児島市、指宿市

○同様の事例は月20件程度発生している。新2号を取得している新制度未移行幼稚園の利用者については、預かり保育や認可外保育施設の利用についても把握する必要がある。

○転園を伴わない転入の場合は日割り計算により事務が煩雑になっており、月割りの取り扱いを認めていただきたいと考える。

○住所変更は転入後14日以内に手続きをすることとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を

受けるため、認定開始日を申請日より遡及しない旨の国の取り扱いによると転入日と認定起算日が一致することは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならない。転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合の案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。施設等利用費が月上限額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向け FAQ では市町村間での調整がついた場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の 1 日の基準日として月割りでの算定とする取り扱いを可能としていただきたい。

各府省からの第 1 次回答

住民サービスは居住地自治体が負担することが一般的であり、国費は結果的に変わりがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。
幼児教育・保育の無償化は昨年 10 月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に関する市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の 12 自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。
ただ、本提案と同様の転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を発出して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となつており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。
本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

転出入の際の認定の空白を生じさせないための事務の留意事項について、どの様にお考えなのか具体的にお示し頂き、通知の発出も早急にお願いしたい。
住民票部局との連携については、各自治体の意見も踏まえながら早急にご検討いただき、通知の発出をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○新制度未移行幼稚園を利用した場合における施設等利用給付については、月割りにする方向で整理・周知したいとの説明があったが、早急な対応が必要であり、今後のスケジュールについて示していただきたい。
○認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設や預かり保育事業等についても月割りとすることが可能か検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

転出入の際の認定の空白を生じさせないための事務の留意事項については、「幼児教育・保育の無償化に関する FAQ」に追加し、なるべく早期に、遅くとも 10 月中には各自治体にお示しする方向で検討している。その考え方については現在、検討中であるが、例えば、施設等利用給付認定を取消す場合である、子ども・子育て支援法第 30 条の9第1項第2号の「当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき」を、転出届が提出された日ではなく、転入先市町村に転入届が提出された日とし、転出元自治体は転入先自治体に転入届提出日を確認し、提出日に合わせて転出元自治体における認定の取消しを行うことなどを例示するといったことが考えられる。

住民票部局との連携に関する事務連絡については、市町村実務を検討する会議でいただいたご意見も踏まえながら、なるべく早期に、10 月中をめどに各自治体に発する方向での対応を予定している。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(8)子ども・子育て支援法(平24法65)

(iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ2020年10月30日版)]

(関係府省:内閣府、厚生労働省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

257

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付金が一本に統一されることで事務負担が大幅に軽減され、行政の効率化に資する。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、八戸市、盛岡市、滝沢市、宮城県、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、高崎市、千葉市、八王子市、神奈川県、川崎市、新潟市、長野県、浜松市、豊橋市、犬山市、稻沢市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、神戸市、西宮市、香芝市、徳島県、西条市、長崎市、鹿児島市、指宿市、沖縄県

○当市の特定・教育保育施設97施設のうち68施設が認定こども園であり、近年はほとんどの施設整備で事業費の複雑な按分計算や各種書類の二重作成が必要となっている。これらの事務負担は、市から国(県)への申請事務に加え、事業者から市への申請事務においても同様であることから、一本化による負担軽減効果は大きい。

○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害査定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。

○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。

特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。よって、交付金が内閣府

等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。

○当市における施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。

○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空調の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では、認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなければならず、手続きに時間要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。

○当市においても幼保連携型認定こども園が立地しており、各施設の機能部分において申請を分けることは相当の事務負担が発生することが懸念される。

○当市では、事前協議の際は県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別様式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要す。

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。

○幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金と厚生労働省と文部科学省に重複した内容の多い申請書類を提出する必要があり、また、それぞれに厚労省分(保育所分)と文科省分(幼稚園分)の事業費を按分し経費を算出することから、事務処理に負担が生じている。

○当市においても、幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。

○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。

○認定こども園建築の場合、厚労省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が不要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。

○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して国に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認するため、事務負担が大きくなっている。

2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。

○県内の事例でも同様の不便がある。

○厚生労働省と文部科学省の双方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産処分の考え方、2カ年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、煩雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。

○1つの事業に対して、同一の協議を2ヶ所へ行うことは、負担が大きく、交付金の一本化を求める。

○ 幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同一の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等が不要となり、事業者、自治体の事務の効率化に資する。本提案は、新制度開始時より多数の自治体が求めているものであり、早急に改善を図られたい。

○認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られることから制度改正が必要である。

○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑

○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。

認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、

・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底

・協議様式の統一化

・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化

等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。

今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方債充当率、本体工事費などの加算について両省で考え方方が異なることにより事務処理や予算積算が煩雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定こども園に対する交付金を一本化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【西宮市】

左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。

【八王子市】

現在の補助金は、認定こども園を新設する場合には、補助対象経費を幼保で按分した割合により補助金が交付されるものの、既存の認定こども園で教育部分と保育部分の施設整備区分が異なる場合には、按分により一方の補助金額が正しく計上されないケースがあり、制度上の不備を抱えている。このため、適正な補助金額が交付されるように制度の見直しを求める。

なお、按分方法についても示されているが、内容が煩雑で分かりづらく、事業者の理解が得難い補助金制度となっている。

とりわけ幼保連携型認定こども園については、本来、教育と保育を一体となって実施する施設であるにもかかわらず、補助対象経費を幼保で分断して算出することは、施設の性格を考慮しても妥当な仕組みであるとはいえない。よって、改めて幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化を求めるものである。

【高崎市】

事前募集や内示時期の統一化、協議様式の統一化によって多少の負担軽減は図られたが、統一様式でも2つの協議書類を作成しなければならず、未だ多大な事務負担が残っている。

また、交付申請や実績報告様式は統一されておらず、依頼の時期も異なるため、事前協議以上に負担を感じている。

厚労省と文科省の双方に協議を行うこと自体が、一連の事務を煩雑にしている根本的な原因であることをご理解いただき、解決に努めていただきたい。

【茨木市】

更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。

【大阪府】

回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとはいえるが、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。

申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

幼保連携認定こども園の施設整備交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、施設整備交付金の一本化などを進めること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

施設整備交付金の一本化にあたっては、組織や人材、予算等の点で大幅な見直しが必要であるなど、課題があるものと考える。

認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、

・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底

・協議様式の統一化

・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化

等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。

今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

令和2年の方針からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。

[措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]

また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、厚生労働省)